

第1章 総則

第1節 総則

第1項 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、みなべ町防災会議が作成する計画であり、みなべ町の地域にかかる災害に関し、予防活動、応急対策活動及び復旧活動等、一連の災害対策を実施するにあたり、本町及び指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の有する機能を有効に発揮して、町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、実施すべき事務を定めることを目的とする。

第2項 計画の性格

- (1) この計画は、町が処置しなければならない、町の防災に関する事務、業務について、各防災関係機関の責任を明確にするとともに、各機関が防災に対して行う事務または業務を総合的にまとめたものである。

計画の構成は、第1章「総則」、第2章「災害予防計画」、第3章「災害応急対策計画」、第4章「災害復旧・災害復興計画」としているが、そのうち第3章「災害応急対策計画」は、さらに第1編「風水害編」、第2編「地震・津波災害編」、第3編「南海トラフ地震防災対策推進計画編」に細分し構成している。

- (2) この計画の策定、運営にあたっては、国の防災基本計画に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画並びに和歌山県地域防災計画と緊密な連携を図る。

さらに、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「和歌山県水防計画」とも十分な調整を図る。

- (3) この計画は、風水害等や地震・津波による災害に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡・調整を図るうえでの基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、さらに関係機関において別途具体的に定める。

- (4) 災害時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る（自助）」という心構えと行動が基本となり、その後被害の拡大を防止し減災へとつなげるためには「近隣が互いに助け合って地域を守る（共助）」という心構えと行動が重要となることを広く啓発し、町民自身及び自主防災組織等町民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。

第3項 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、各関係機関が毎年検討を加え、必要があると認めるときは、防災会議の承認を得て修正する。

ただし、軽易な事項等は会長が修正し、防災会議に報告する。

町及び防災関係機関は、関係のある事項について、毎年みなべ町防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正内容を防災会議に提出する。

また、災害対策は県との有機的、一体的なつながりが不可欠であることから、この計画は、和歌山県地域防災計画を参考として作成・修正する。

（みなべ町防災会議条例 資料編 1頁参照）

第4項 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの該当各号に定めるところによる。

1	基本法	災害対策基本法
2	救助法	災害救助法
3	防災会議	みなべ町防災会議
4	本計画	みなべ町地域防災計画
5	本部（長）	みなべ町災害対策本部（長）
6	県防災会議	和歌山県防災会議
7	県計画	和歌山県地域防災計画
8	県本部（長）	和歌山県災害対策本部（長）
9	県本部日高支部（長）	和歌山県災害対策本部の日高支部（長）
10	県本部西牟婁支部（長）	和歌山県災害対策本部の西牟婁支部（長）
11	組合消防本部	日高広域消防事務組合消防本部

その他の用語については、災害対策基本法の例による。

但し、本計画では、「障害者」等の表記において「害」は使用せず、全て「がい」と表記している。また、災害対策基本法の改正（平成25年6月）において、従来の「災害時要援護者」は「要配慮者※」に名称変更されたこと、さらに同法（第49条の10）により、要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者として「避難行

動要支援者」が位置づけられたことを受け、本計画においても同様に改めている。

※要配慮者は、乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、外国人など、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適正な防災行動をとることが困難な人々。

なお、本計画中、次の組織名称は本部設置の如何にかかわらず、それぞれ次のとおり読みかえる。

本部設置時	本部不設置時（平常組織時）
本 部	みなべ町役場総務課
本部長	みなべ町長
本部各班	みなべ町各課・局
県本部	和歌山県危機管理局災害対策課
県本部長	和歌山県知事
県本部部班	和歌山県部課
県本部日高支部（長）	日高振興局（長）
県本部西牟婁支部（長）	西牟婁振興局（長）

第2節 みなべ町の概要

第1項 町の沿革

南部川を流域とするみなべ町は、古代においては日高六郷の一つ「南部郷」として、平安時代から中世にかけては「南部荘」と一つの地域を構成していた。江戸時代に入ってからこの地域においては、「南部組」という組が構成され一つの地域として機能していた。

明治の大合併では、近代的な地方自治制度である市制・町村制を施行し、戸籍や小学校などの基本的な仕事を処理できるような自治体能力をもたせるために、300～500戸を標準として町村合併が強制的に進められた。この大合併により30あった村々が、南部村、岩代村、上南部村、高城村、清川村に合併された。

昭和の大合併においては、昭和28年に「町村合併促進法」が制定され、本町では地域の一体性を実現する意義から、南部川流域の5町村による合併が検討されていた時期もあったが、昭和29年8月に岩代村が南部町に統合された。その後、昭和29年12月には上南部村、高城村、清川村の3村が合併され南部川村として発足し、平成16年10月1日、南部町と南部川村が合併し、みなべ町が誕生した。

第2項 自然条件

1 位置

本町は、紀伊半島の南西部、和歌山県の海岸線のほぼ中央に位置しており、行政圏は日高郡に属し、紀南地域の中核都市である田辺市に隣接している。生活圏域としては田辺広域圏に属している。

町土の総面積は120.28km²で、和歌山県全域面積(4,724.65km²)の約2.5%を占める。

2 地勢・地形

本町は、紀州灘を臨み、南部川流域に広がる丘陵地、低地、山林地帯を含む変化に富んだ地勢を持っている。

地形は、平野部地域と山間部地域に大別される。平野部地域は標高も低く耕地面積も大きい。山間部地域では起伏量の高峻な山岳地形をなしている。

丘陵地においては梅の栽培が盛んであり、山間部は森林、渓谷などの自然資源に恵まれ、二つの優良な温泉施設があるほか、山間部では紀州備長炭の生産が盛んである。また、海岸部は風光明媚な景観を誇り、海洋レジャーや漁業も盛んで、千里の浜はアカウミガメの産卵の地として貴重である。

河川は、旧南部川村一帯においては、虎ヶ峰に水源を発する南部川が町内を蛇行しながら縦断し、流域に開けた平坦地には集落及び耕地が散在している。旧南部町一帯は、岩代地域においては山地の間に流れる東西岩代川沿いに丘陵・台地・低地が広がっている。また、海沿いにも低地があり、これらの傾斜が緩やかな場所に集落が点在している。

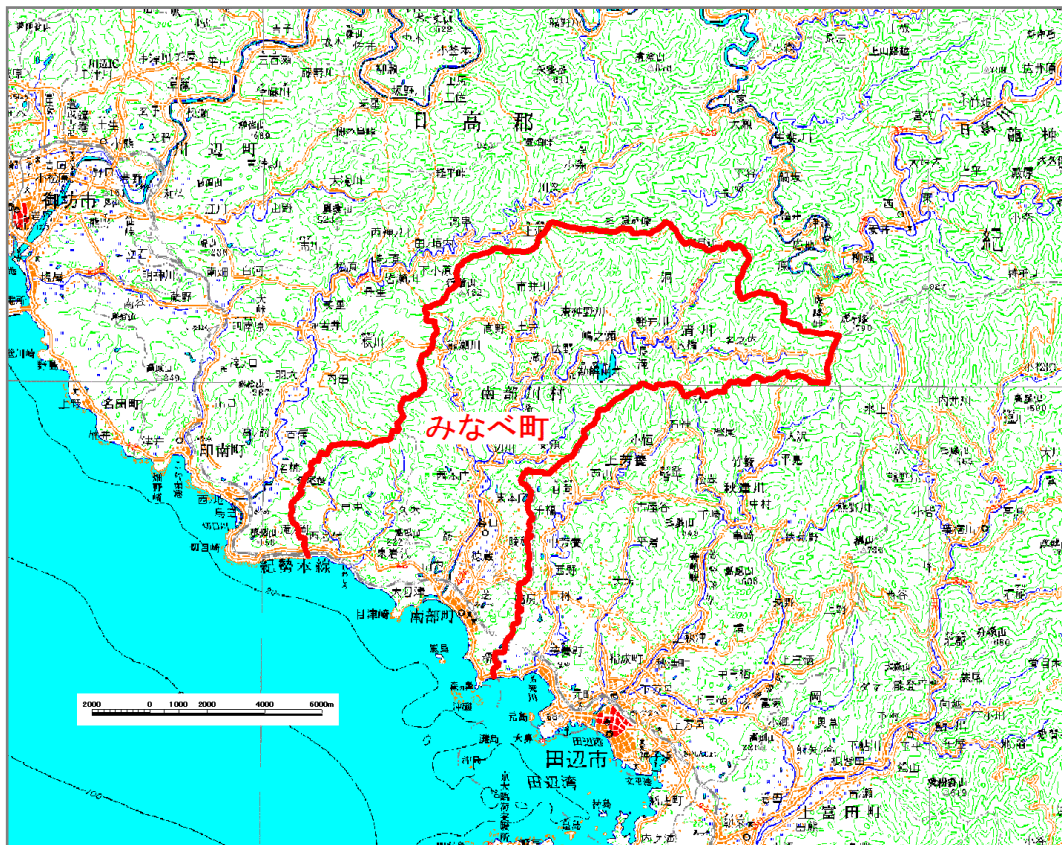
中心となる地域は、丘陵・台地を背後に南部川沿いの砂州上の帯状低地を持ち、その上に市街地が広がっている。

3 地質・土壌

地質は、中世代ジュラ紀末の海底堆積層の隆起によりできた日高川層群が分布し、当層群の日高川統と印南統が断層で別れ、それぞれ東西に走行している。これらの基岩は、頁岩、砂岩の互層を主体として形成されており、特に頁岩が厚い。熊岡の一部には地質年代の新しい古第三期牟婁層群が不整合に分布している。

土壌は、平野部では、細粒グライ土壌及び細粒灰色低地土壌が分布している。特に周囲 100～300m の丘陵には乾性褐色森林土壌、残積性未熟土壌が分布し、梅栽培の適地となっている。山間部では褐色森林土壌が分布し、スギ・ヒノキの造林適地となっている。三里ヶ峰周辺の標高 500m 以上では黒ボク土壌が分布している。

■みなべ町の位置



4 気候

南海型気候区に属しており、南方海上を流れる黒潮暖流の影響を受け、温暖な気象条件となっている。

月平均気温の最高は、8月で28.1度、最低は1月の6.8度となっていて、冬も比較的暖かく、積雪もほとんど見られない。降水量は、年間1,856mmで、月平均の降水量は7月が最も多く259mm、最も少ないのは1月の61mmとなっている。

■気温と降水量（平成24年～令和3年）

観測所	項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
谷口	気温(℃)	6.8	7.6	11.3	15.4	19.8	22.9	26.8	28.1	24.6	19.9	14.1	8.7	17.2
	降水量(mm)	61	68	121	158	163	243	259	230	212	160	102	80	1,856

(紀州農業協同組合梅の郷支店気象ロボット)

第3項 社会条件

1 人口等

令和2年の国勢調査によると、本町は人口11,818人で和歌山県全体の人口(922,584人)の約1.28%を占めている。

人口動態を見ると、平成2年以降人口減少が進んでおり、今後も減少が進むことが予測されている。

世代別の人口構成をみると、65歳以上(3,929人)の高齢者比率が33.2%で、全国平均の28.0%より高く、和歌山県平均の33.1%とほぼ同率である。

■人口と世帯数の推移（各年10月1日現在）

単位：世帯、人

年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口総数	15,109	14,907	14,734	14,200	13,470	12,742	11,818
男	7,275	7,111	7,036	6,762	6,405	6,062	5,608
女	7,834	7,796	7,698	7,438	7,065	6,680	6,210
世帯数	4,100	4,164	4,294	4,359	4,395	4,421	4,277

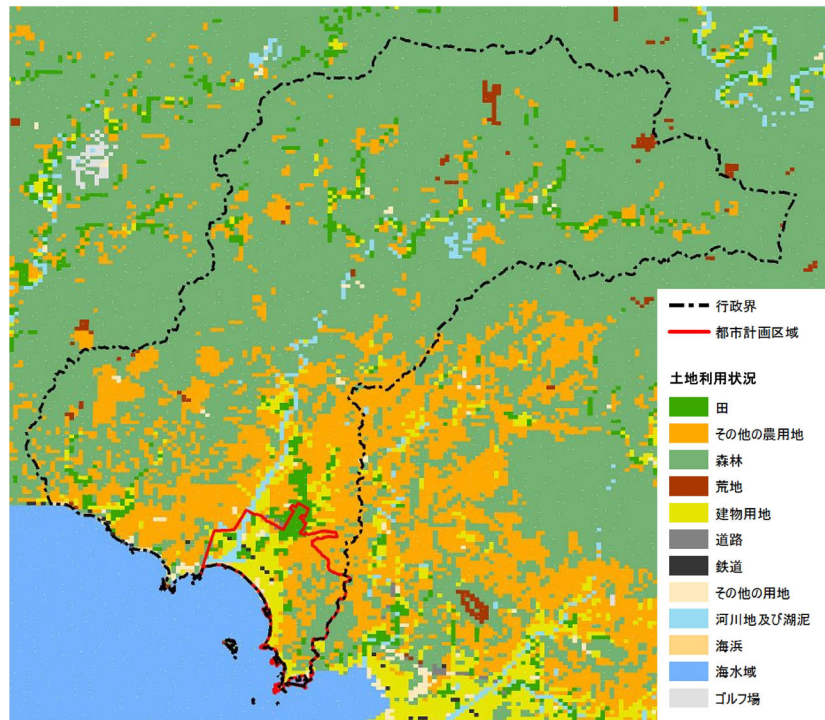
(各年国勢調査報告：総務省)

2 土地利用

本町の土地利用は、町土総面積 12,028ha のうち 63.9%が山林で、森林面積が約 7,686ha を占め、農地面積は比較的高く約 20%の 2,380ha を占めている。

また、総面積から森林面積等を除いた、いわゆる可住地面積は 4,342ha となっている。このほか、農業振興地域は 6,922ha、都市計画区域は 772ha が指定されている。

■土地利用状況（平成 28 年）



田	湿田・乾田・沼田・蓮田及び田	鉄道	鉄道・停車場などで、面的にとらえられるもの
その他の農用地	麦・陸稲・野菜・草地・芝地・りんご・梨・桃・ブドウ・茶・桐・はぜ・こうぞ・しゅろ等を栽培する土地	その他の用地	運動競技場、空港、競馬場・野球場・学校港湾地区・人工造成地の空地等
森林	多年生植物の密生している地域	河川地及び湖沼	人工湖・自然湖・池・養魚場等で平水時に常に水を湛えているところ及び河川・河川区域の河川敷
荒地	しの地・荒地・がけ・岩・万年雪・湿地・探鉱地等で旧土地利用データが荒地	海浜	海岸に接する砂、れき、岩の区域
建物用地	住宅地・市街地等で建物が密集しているところ	海水域	隠岩、干潟、シーバースも海に含める
道路	道路などで、面的に捉えられるもの	ゴルフ場	ゴルフ場のゴルフコースの集まっている部分のフェアウェイ及びラフの外側と森林の境目を境界とする

資料：国土数値情報（土地利用詳細メッシュ 平成28年）

3 産業

本町の産業別就業者数は、第1次産業が 36.5%、第2次産業 20.2%、第3次産業 43.3% となっており、その中でも第1次産業は全国平均の 4.0%、和歌山県平均の 9.0% と比較しても高く、農林水産業が主体の町である。

（平成 27 年国勢調査「都道府県・市区町村別主要統計表」）

特に、ウメの生産量は全国一となっている。

4 交通体系

幹線交通網では、大阪や和歌山市と紀南を結ぶ国道42号が海岸線沿いを走り、みなべ市街地から旧南部川村を抜け田辺市龍神村へと通じる国道424号が山間部の縦貫道路として利用されている。また、主要地方道の上富田南部線等3路線、一般県道は中芳養南部線、南部停車場線のほか3路線があり、広域交通体系の整備が進んでいる。

生活道路としては町道1、2級が48路線、その他が899路線設けられている。さらに、本町には阪和自動車道（近畿自動車道紀勢線）のみなべICが整備され、現在、すさみ南IC以南への延伸整備、印南IC～南紀田辺IC間の4車線化事業が進められている。

公共交通機関では、JR紀勢本線（きのくに線）があり、町内に南部駅、岩代駅の2駅がある。バス路線は定期路線がなく、予約制のコミュニティバスが運行している。

第4項 既往の各種災害被害状況

気象災害のなかで大きな被害を受けてきたものは、台風及び低気圧による強風・大雨が主である。和歌山県は台風常襲・多雨地域であるため過去に多くの被害を受けている。

また、地震・津波による被害も多く、十分な注意が必要である。

1 主な風水害の発生記録

発生日	種別	概要
明治22年(1889)8月18～19日	台風	台風による暴風雨で、南部川が増水、南部川村・東本庄津殿及び小倉池の堤防が切れ、気佐藤地区が浸水。南部川流域では、流失倒壊家屋120戸、死者17名をだす。
同44年(1911)9月21日	台風	台風による暴風雨で、日高郡内で流失家屋納屋8戸、全壊家屋納屋6戸
大正元年(1912)9月23日	台風	台風による暴風雨で、旧南部町では全壊13戸、半壊26戸のほか高潮による被害あり。
昭和9年(1934)9月21日	台風	室戸台風による暴風雨で、南部地方では全壊12戸、漁船破損流失90隻の被害あり。
同25年(1950)9月3日	台風	ジェーン台風による暴風雨で旧南部町では、岩代地区で1億円、南部地区で5億円にのぼる被害。岩代地区で全壊26戸、半壊70戸、鹿島の建物3戸全壊、4戸半壊。そのほか三鍋王子社社殿等の文化財や南部小学校等が被害。
同28年(1953)7月18日	豪雨	梅雨前線による豪雨。死者1人、負傷者7人、床上浸水244戸、床下浸水148戸、家屋全壊2戸、同半壊25戸、同流失8戸、新庄橋流失等の被害。
同34年(1959)9月17日	竜巻	台風14号の通過に伴う竜巻が発生。旧南部町では、負傷者4人、住家全壊1戸、半壊4戸、一部破壊94戸、非住家全壊42戸、通信施設402回線、罹災世帯数21世帯(122戸)の被害。
同34年(1959)9月26日	台風	伊勢湾台風による暴風雨。旧南部町では、全半壊4戸、床上浸水102戸、床下浸水98戸、堺の国道52m決壊、東岩代、西岩代、埴田、南道、堺の堤防決壊。山内で漁船沈没1隻、流失2隻、破損6隻の被害。
同36年(1961)9月16日	台風	第二室戸台風による暴風雨。旧南部町では、重症1人、全壊37戸、半壊74戸、床上浸水126戸、床下浸水245戸、非住家で244戸、土木関係で30件などの被害額は4.5～5億円程度といわれ、救助法の適用を受けた。
同37年(1962)7月2日	豪雨	集中豪雨で80戸浸水。旧南部町では、山内の国道30m陥没。
同39年(1964)9月24日	台風	台風20号で旧南部町では、約5,000万円の被害。
同40年(1965)9月10日	台風	台風23号。風速40mを記録。旧南部町では、岩代で全壊3戸、水産施設の防波堤2箇所決壊、町道2箇所決壊、水田冠水5ha、倒伏172ha、果樹200haで約5,000万円の被害。
同42年(1967)7月10日	豪雨	前日よりの大雨。旧南部町では、古川で増水、500haの田畑冠水。床下浸水40戸の被害。損害約1億円。
同44年(1969)6月29日	豪雨	西日本豪雨。旧南部町では、古川増水、田畑冠水の被害。
同44年(1969)8月26日	豪雨 竜巻	集中豪雨、竜巻の発生。旧南部町では、被害家屋25戸。
同46年(1971)7月24日	豪雨	集中豪雨。旧南部町では、気佐藤で古川増水。床下浸水33戸の被害。

第1章 総則
第2節 みなべ町の概要

発生日	種別	概要
同47年(1972)7月13日	豪雨	集中豪雨(200mm)。旧南部町では、浸水家屋165戸、全壊2戸。 総額3億500万円の被害。
同50年(1975)8月22日	台風	台風6号。旧南部町では、浸水家屋28戸、水田冠水60haの被害。
同51年(1976)7月19日	豪雨	集中豪雨(123mm)。旧南部町では、床下浸水14戸。総額7,809万円の被害。
同54年(1979)9月30日	台風	台風16号。旧南部町では、南部漁港7,000万円の被害。
同57年(1982)7月24～25日	豪雨	集中豪雨(南部で259mm 清川で328.5mm)。旧南部町では、床下浸水3戸、田畑冠水50haの被害。
同62年(1987)10月18日	台風	台風19号。旧南部町では、3,457万円の被害。
同63年(1988)9月24日	豪雨	集中豪雨。旧南部町では、床上浸水5戸、床下浸水70戸、田畑の流失・埋没4ha、冠水189ha、畦畔60箇所、河川57箇所、農業施設215箇所。総額11億7750万円の被害。 旧南部川地区では家屋半壊1戸、床上浸水3戸、床下浸水37戸、田畑流水埋没11.1ha、田畑冠水303haの被害。
平成元年(1989) 9月2日・5日・7日	豪雨	県下で集中豪雨。
同2年(1990)1月10日	竜巻	山内から旧南部川村にかけて竜巻の発生。
同3年(1991)11月28日	豪雨	旧南部町では、豪雨で農産物20.2ha約4800万円の被害。
同6年(1994)9月19日	突風	旧南部町では、突風で3戸倒壊、27戸の被害。
同10年(1998)9月22日	台風	台風7号による大雨。旧南部町では、床下浸水7戸の被害。
同16年(2004)10月20日	台風	台風23号による高潮。山内地区では、床下浸水23戸、床上浸水3戸、漁港・海岸保全施設8箇所が被害。
同23年(2011)7月19日	台風	台風6号による高潮、大雨。山内地区では床下浸水3戸の被害。
同23年(2011)9月2日～4日	台風	台風12号の大雨により清川地内において斜面崩壊が発生。住宅が裏山の崩壊に巻き込まれ1人が死亡。
同24年(2012)9月30日	台風	台風17号による強風害により、住家1戸の一部が損壊する被害。
同26年(2014)8月9～10日	台風	台風11号の大雨により地すべり兆候で、熊岡地区14世帯48人に避難指示発令。
同27年(2015) 7月16～18日	台風	台風11号による大雨。住家1棟全壊
同27年(2015)9月6日	竜巻	埴田地内で竜巻発生。住家16棟、非住家7棟被害。
同28年(2016)7月9日	豪雨	集中豪雨。東本庄地内で床下浸水1棟
同30年(2018)8月23～24日	台風	台風20号による大雨。清川地内で床上浸水1棟。

発生日	種別	概要
同30年(2018)9月3日	台風	台風21号。強風により女性1名重症。町内全域で停電発生(7日に全て復旧)。また、停電により、臨時休校。
同30年(2018)9月29~30日	台風	台風24号による大雨。気佐藤地内で床下浸水1棟。
令和2年(2020)9月25日	豪雨	集中豪雨。埴田地内で床上浸水2棟、床下浸水1棟。非住家(工場)浸水1棟。
同3年(2021)5月21日	豪雨	土砂災害警戒情報発令により、町内全域に避難指示発令。 ※法改正後、初めての発令。

2 主な火災の発生記録

発生日	概要
安永10年(1781)1月6日	埴田で45戸の火事
明治35年(1902)11月11日	南部町役場全焼
昭和35年(1960)2月26日	西本庄横郷で山林火災、区有林約40町歩焼失
同35年(1960)12月21日	農林省食料事務所南部出張所から出火、幼稚園2棟、役場本館等延べ1,600㎡全焼
同46年(1971)3月20日	山内小目津で子供の火遊びから出火、約14haの松林を焼失
平成7年(1995)12月22日	東神野川で山林火災、約2.3haを焼失
同10年(1998)8月21日	西岩代で山林火災、約4.3haを焼失
同25年(2013)4月5日	東岩代で農地火災、約2.2haを焼失
同26年(2014)10月20日	東吉田で住宅火災。全焼1棟。
同28年(2016)11月14日	熊瀬川で住宅火災。全焼1棟、ぼや1棟の合計2棟。
同29年(2017)12月13日	埴田で住宅火災。全焼1棟。
令和2年(2020)11月17日	東岩代で火災。下草15a焼損。

3 主な地震災害の発生記録

発生日	マグニ チュード	震源	被害状況	備 考
宝永4年 (1707年) 10月28日	7.5	潮岬南 約20Km の海底	被害は広範囲にわたり、津波も発生。特に東海道・伊勢湾・紀伊半島で被害が大きかった。全体で死者2万人、倒壊家屋6万戸、流出家屋2万戸におよんだ。	宝永地震。単一地震ではなく、遠州灘沖でも同時に巨大地震が発生したのではないかとされている。
嘉永7年 (1854年) 7月9日		奈良北東 約20km	伊賀上野付近で家屋倒壊2,000戸、死者600人、奈良で家屋倒壊400戸、死者約300人などの被害があった。	上野付近で断層が生じ、その南側1kmにわたって最大1.5m沈下。木津川断層の活動といわれている。
嘉永7年 安政元年 (1854年) 12月23日	8.4	潮岬東南東 200kmの 海底	被害は関東から近畿に及び、大津波が房総半島から土佐にかけての太平洋沿岸を襲い、特に東海地方の海岸沿いの被害が大きかった。被害状況は翌日の南海地震と重なり区別しがたい。	安政東海地震
嘉永7年 安政元年 (1854年) 12月24日	8.4	潮岬南西 約80km の海底	安政東海地震の32時間後に発生。被害は東海から九州にまで及び家屋の全壊2万戸、半壊4万戸、焼失6,000戸、流失15,000戸、死者数千人。津波の高さは串本で15mに達した。	安政南海地震
昭和19年 (1944年) 12月7日	7.9	志摩半島 南南東 20kmの海底	三重・愛知・静岡を中心の大地震。新宮方面は震度6と推察され、死者や負傷者が多数となり、家屋が倒壊し、勝浦・那智方面では高さ5mの津波が押し寄せた。	東南海地震
昭和21年 (1946年) 12月21日	8.0	潮岬南南西 約50kmの 海底	被害は東海以西の西日本の太平洋岸で大きく、津波も発生。県南部の海浜では、大津波が3回以上あった。第3波が最も大きく2～3mであり紀南を中心に県下全域で被害が発生。県下の被害は、死者195人、行方不明74人、負傷者562人、全壊家屋2,242戸、半壊969戸、流失325戸、浸水11,820戸、全焼2,399戸であった。	南海道地震
平成7年 (1995年) 1月17日	7.2	淡路島北部	被害は、死者行方不明者6,281人、全半壊家屋200,162戸、死者の半数以上が60歳以上の高齢者。死因は家屋の倒壊による圧死が9割。阪神高速道路や山陽新幹線の高架橋が倒壊。道路・鉄道港湾等都市基盤施設や電気・電話・ガス上下水道等のライフライン施設に壊滅的な被害を受けた。	兵庫県南部地震 戦後最大の都市直下型地震

発生日	マグニチュード	震源	被害状況	備考
平成23年 (2011年) 3月11日	9.0	三陸沖海底	被害は、死者18,131人、行方不明者2,829人、全壊約12万9千棟、半壊約26万5千棟、一部破損約74万3千棟、津波による浸水被害が約3万6千棟に及ぶ。ライフラインをはじめ、福島第一原発にも大きな被害をもたらした。	東北地方太平洋沖地震 海溝型の大規模地震で、大津波が発生した。
平成28年 (2016年) 4月14日 4月16日	6.5 7.3	熊本地方	被害は、死者249人、重傷者1,184人、軽傷者1,606人、住宅の全壊8,674棟、半壊が34,563棟、一部破損が162,312棟、公共建物の被害が439棟、確認されている。ライフラインをはじめ、熊本城なども大きな被害を受けた。	平成28年熊本地震 震度7が2回観測された。
平成30年 (2018年) 6月18日	6.1	大阪府北部	被害は、死者6人、負傷者462人、住家全壊21棟、住家半壊483棟、住家一部破損61,266棟であった。	大阪北部地震
平成30年 (2018年) 9月6日	6.7	胆振地方中東部	被害は、死者43人、負傷者782人、住家全壊469棟、住家半壊1,660棟、住家一部破損13,849棟などであった。	平成30年北海道胆振東部地震
令和3年 (2021年) 2月13日	7.3	福島県沖	被害は、死者1人、負傷者187人、住家全壊69棟、住家半壊729棟、住家一部破損19,758棟などであった。	福島県沖地震

第3節 風水害等による災害の想定

本町における風水害の主要な要因としては、梅雨期と台風期の豪雨が挙げられる。

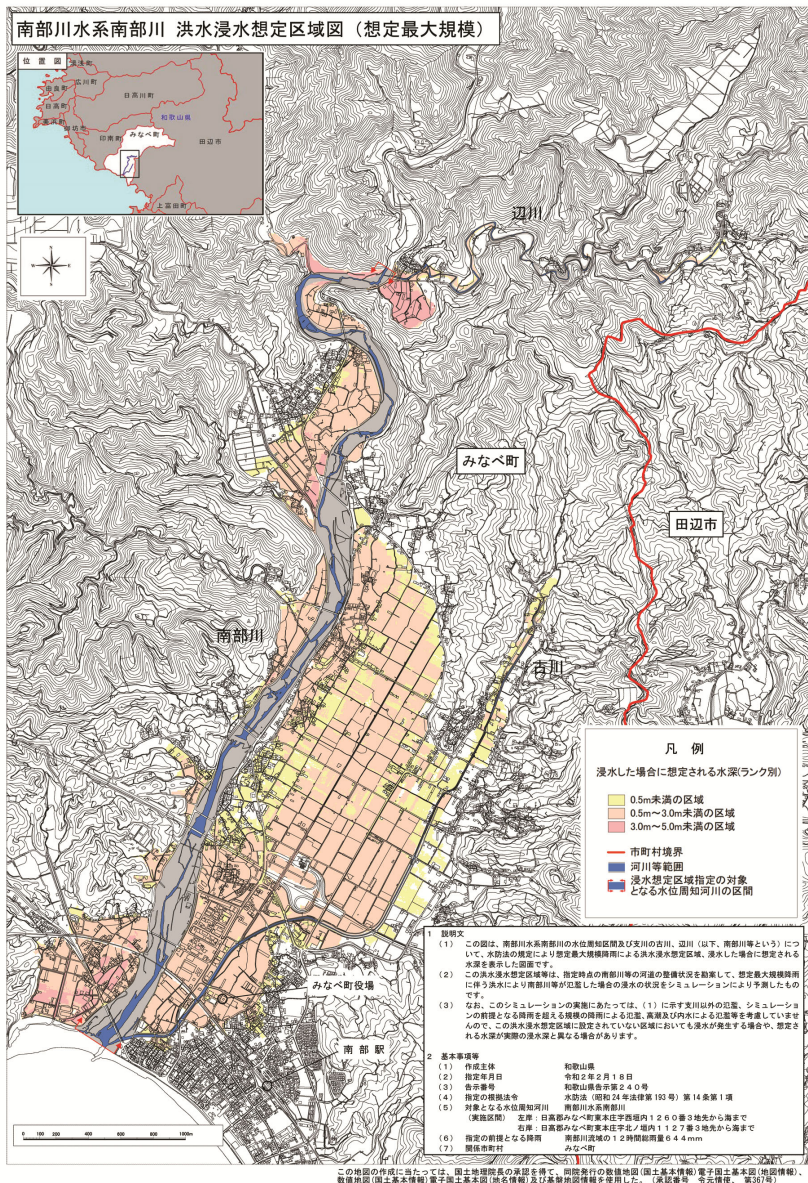
水害については、南部川下流平野部等の低地は洪水氾濫の危険があり、今後も留意する必要がある。

土砂災害については、土石流危険渓流や崩壊土砂流出危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険箇所等の指定箇所があり、豪雨等により災害が発生する可能性がある。

特に、南部川・日高川の水源地帯から富田川に至る地域は大部分が中生層で、角礫岩層にて覆われているため層中に地すべりが生じており、紀南陸地地震の震源地に近い山地に亀裂を生じやすく、雨水、地表水の浸透によって、陥没地すべりが多発していることから、留意する必要がある。

以下に、水防法の規定による想定最大規模降雨による南部川洪水浸水想定区域図を示す。

■南部川洪水浸水想定区域図



出典：和歌山県

第4節 県の地震・津波被害想定

本町の地震被害の想定は、「和歌山県地震被害想定」（平成18年5月及び平成26年10月、和歌山県）に基づくこととする。

第1項 地震被害想定（平成18年5月）

想定地震は、つぎに示す2タイプの地震による被害を想定するものであり、対象とする被害想定項目は、建物被害、火災被害、人的被害及びライフライン被害とする。

1 想定地震

想定する地震は、以下のとおり。

- ① 和歌山県内の中央構造線断層帯を起震断層とする地震（以下「中央構造線による地震」という。）
- ② 田辺市付近直下を震源とする地震（以下「田辺市内陸直下の地震」という。）

■想定地震

区 分	①中央構造線による地震	②田辺市内陸直下の地震
地震の規模 (マグニチュード)	8.0 相当	6.9 相当
震源断層の位置	中央構造線 (淡路島南沖～ 和歌山・奈良県境付近)	旧田辺市～旧本宮町

2 時刻及び季節

季節あるいは時刻が被害予測に大きい影響を与える火災や人的被害を検討するため、時刻及び季節について、以下の3通りの組み合わせで予測を行う。

- ① 冬5時：多くの人々が自宅で就寝中であり、火気の使用が少ない時間帯
- ② 冬18時：炊事や暖房で火気の使用頻度が高くなる季節・時間帯
- ③ 夏12時：海岸沿いには多くの海水浴客が集まり、市街地などにも通勤・通学している人や買い物客等が集まっている季節・時間帯

3 被害想定対象と想定手法

(1) 建物被害予測

一般住宅及び公共施設等について、地震動・液状化・がけ崩れによる被害に分類して建物被害の予測を行う。また、火災による建物被害は、後述の別項で扱う。

予測する被災程度は、原則として「全壊」「半壊」とし、自治体における被害判定で用いられる被災度判定基準（府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）による。

なお、建物被害予測は、地震動・液状化・がけ崩れ・火災の各要因別に行っているため、建物の合計被害棟数を算出する際には、各要因別の建物被害棟数の合計値から重複部分を取り除いてある。

(2) 火災被害予測

火災は、季節、時刻、気象条件の影響を大きく受ける。本計画では、冬の5時、冬の18時、夏の12時のうち、被害が最大となる場合の予測を示す。

火災被害予測における、出火の定義は以下の表のとおりである。

種 別	本調査における定義
全出火	地震時に発生する全ての出火
消火炎上出火	全出火のうち家人・隣人、自主防災組織等による初期消火では消せずに、出火元の建物が炎上する出火
消火不能出火	炎上出火のうち消防によっても消せない出火。この出火点から延焼拡大する

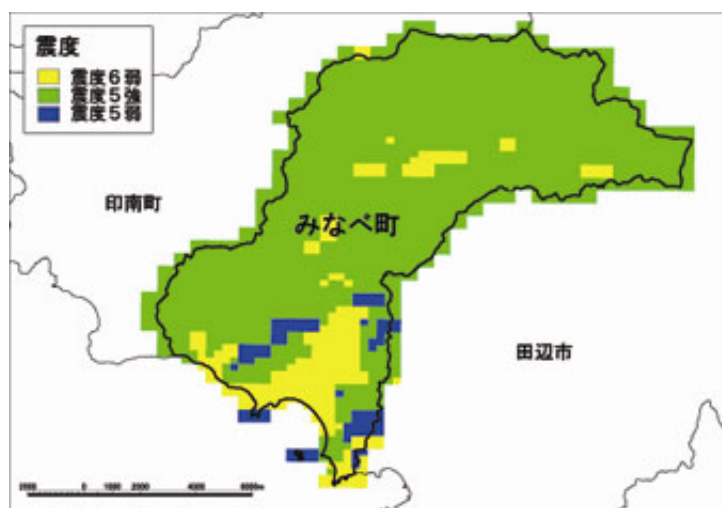
4 被害想定結果

(1) 地震動予測結果

以下、中央構造線による地震、田辺市内陸直下の地震について地震動予測結果を示す。

ア 中央構造線による地震

町内のほとんどが「震度5強」であるが、南部川上流域の一部、及び市街地一帯等は「震度6弱」とされる。

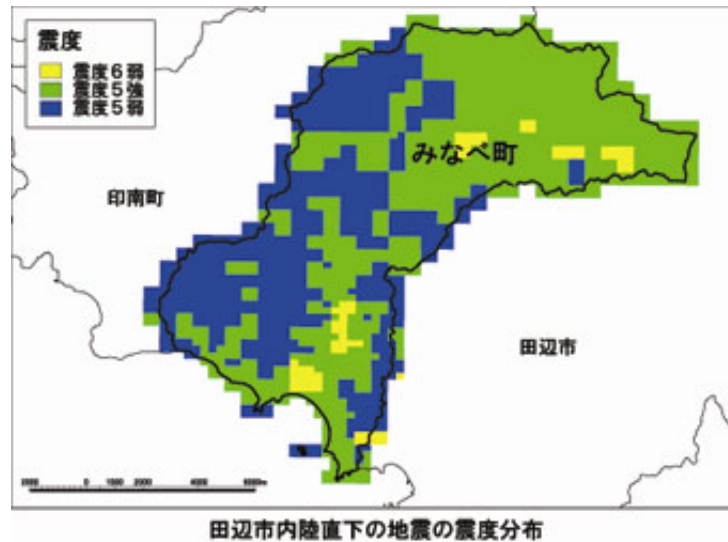


中央構造線の地震の震度分布

イ 田辺市内陸直下の地震

町内のほとんどが「震度5弱以上」となる。特に町の東側山間部においては、「震度5強」が多くを占め、清川、島之瀬一带では「震度6弱」とされる。

平地部では、南部川下流に沿って市街地部一带等で「震度6弱」とされている。



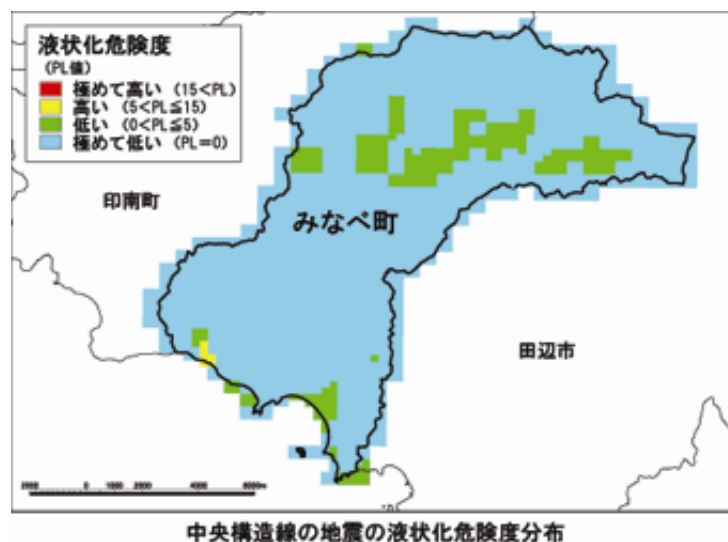
(2) 液状化予測結果

中央構造線による地震、田辺市内陸直下の地震について液状化危険度の予測結果を以下に示す。

ア 中央構造線による地震

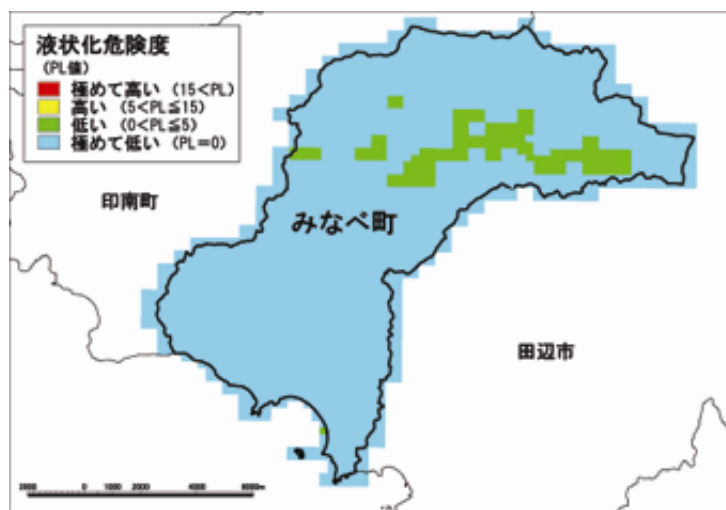
町内のほとんどが「極めて低い」とされるが、山間地においては、南部川上流域、名之内～沼川一带、高野川流域高野一带等及び玉川流域、熊瀬川一带は「低い」とされる。

海岸沿いでは、西岩代一带が「高い」とされるほか、千里、市街地一带、西の谷一带が「低い」とされる。



イ 田辺市内陸直下の地震

町内のほとんどが「極めて低い」とされるが、南部川上流域、名之内～沼川一帯、高野川流域高野一帯等は「低い」とされる。



田辺市内陸直下の地震の液状化危険度分布

(3) 建物被害予測結果

本町においては、想定地震における建物被害は、次の5つの要因別に発生するが、それぞれ重複するため、本計画では重複処理して合算した全壊・焼失数の加減と上限を示す。

- (ア) 地震動による被害
- (イ) 津波による被害
- (ウ) 液状化による被害
- (エ) がけ崩れによる被害
- (オ) 火災による焼失

中央構造線による地震では、全壊・焼失が240～230棟あり、1.7～1.6%を占める。

田辺市内陸直下の地震では、全壊・焼失が86～77棟あり、0.6～0.5%を占める。

■建物全壊・焼失予測結果（重複処理後）

中央構造線による地震		田辺市内陸直下の地震	
全壊・焼失（棟）	同 率（%）	全壊・焼失（棟）	同 率（%）
240～230	1.7～1.6	86～77	0.6～0.5

(4) 火災被害予測結果

火災被害予測のシミュレーション条件及び最大予測結果は次のとおりである。

最大被害時は冬の18時で、全（炎上）出火件数は中央構造線による地震が4件、田辺市内陸直下の地震では2件である。

■シミュレーション条件

5%超過風速(m/s)		風 向			平均湿度 (%)	
冬	夏	冬 5 時	冬 18 時	夏 12 時	冬	夏
9	8	東北東	東北東	西南西	65	70

*風向風速参照観測点、平均湿度参照観測点はいずれも和歌山市である

■火災被害予測結果（冬 18 時）

中央構造線による地震		田辺市内陸直下の地震	
全出火件数 (件)	炎上出火件数 (件)	全出火件数 (件)	炎上出火件数 (件)
4	2	2	1

(5) 人的被害予測結果

ア 死傷者数

人的被害（死傷者数）予測の結果（重複処理後、最大被害）は、中央構造線による地震では、死者数 12～10 人、負傷者数 77～58 人（重傷者 7～5 人、中等傷者 69～53 人）、田辺市内陸直下の地震では、死者数 4 人、負傷者数 35～29 人（重傷者 2 人、中等傷者 33～27 人）となっている。

■死傷者数予測結果

区 分	中央構造線による地震	田辺市内陸直下の地震
死者数 (人)	12～10	4
負傷者数 (人)	77～58	35～29
重傷者数 (人)	7～5	2
中等傷者数 (人)	69～53	33～27

*小数点以下の数値を四捨五入したため、合計値があわない場合がある。

イ 要救助者数

人的被害（要救助者数）予測の結果（最大被害）は、木造建物被害、非木造建物被害、がけ崩れを合わせ、中央構造線による地震では、31～27 人、田辺市内陸直下の地震では、11 人となっている。

■要救助者数予測結果

中央構造線による地震 (人)	田辺市内陸直下の地震 (人)
31～27	11

ウ 避難者数

避難者数（一時的住居制約者数※）予測の結果は、地震発生後1週間後で最大となり、中央構造線による地震では、1,549人、田辺市内陸直下の地震では、515人となっている。

また、ピーク時の避難所生活者数予測の結果は、中央構造線による地震では、1,007人、田辺市内陸直下の地震では、335人となっている。

※一時的住居制約者数＝避難所生活者数＋避難所外避難者数（疎開者）

■一時的住居制約者数予測結果（地震発生：冬18時）

区分	中央構造線による地震（人）	田辺市内陸直下の地震（人）
1日後	1,017	428
1週間後	1,549	515
1ヶ月後	650	308

■ピーク時の避難所生活者数（地震発生：冬18時）

中央構造線による地震（人）	田辺市内陸直下の地震（人）
1,007	335

（6）ライフライン被害予測結果

ライフライン被害（上水道・下水道）予測の結果は次のとおり。

上水道は、中央構造線による地震では、被害箇所数13箇所、被害率0.07であり、田辺市内陸直下の地震では、被害箇所数4箇所、被害率0.03となっている。

■ライフライン（上水道）被害予測結果

中央構造線による地震		田辺市内陸直下の地震	
被害箇所数	被害率（箇所/km）	被害箇所数	被害率（箇所/km）
13	0.07	4	0.03

下水道は、中央構造線による地震では、被害箇所数104箇所、被害率1.17であり、田辺市内陸直下の地震では、被害箇所数47箇所、被害率0.53となっている。

■ライフライン（下水道）被害予測結果

中央構造線による地震		田辺市内陸直下の地震	
被害箇所数	被害率（箇所/km）	被害箇所数	被害率（箇所/km）
104	1.17	47	0.53

第2項 地震被害想定（平成26年10月）

平成26年における県の被害想定は、以下に示す2つの地震による被害を想定するものであり、対象とする被害想定項目は、建物被害、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活への影響等である。

1 想定地震

想定する地震は、以下のとおり。

- (ア) 3連動地震
- (イ) 南海トラフ巨大地震

■想定地震

区 分	3連動地震	南海トラフ巨大地震
地震の規模 (モーメントマグニチュード)	Mw8.7	Mw9.1
震源域	静岡県～高知県	静岡県～宮崎県
想定地震モデル	中央防災会議2003年モデル	内閣府2012年モデル 陸側ケース（地震） ケース3（津波）

2 時刻及び季節等

被害想定における時刻や季節等の設定については、地震がいつ発生するかで被害の様相が変わるため、以下のようなケースを設けて被害を予測している。

なお、津波からの避難については、避難行動パターンとして各3ケースを、また、昼12時の海水浴客を想定した1ケースを設けている。

■想定時刻・季節・風速

時 刻	季 節	風 速
昼 12時	夏	4 m
夕方 18時	冬	4 m
夕方 18時	冬	8 m
深夜 2時	冬	4 m

注) 時刻により人口の分布、行動のしやすさ、火気の使用状況が異なる。

また、季節・時刻・風速により、出火や延焼の程度が異なる。

3 被害想定対象と想定手法

(1) 建物被害予測

建物の被害については、揺れ等（液状化・震動・斜面崩壊）、津波、地震に伴う火災の順にその影響を考慮し、予測している。

■予測手法の概要

- ・液状化による被害は、地盤の液状化に伴う地盤沈下量との関係から求めた。
 - ・震動による被害は、震度（計測震度）と被害率の関係から求めた。
 - ・斜面崩壊による被害は、崩壊危険度が高いと判断された斜面の10%が崩壊するものとし、その影響範囲にある家屋について被害を求めた。
 - ・津波による被害は浸水深と被害率の関係から求めた。
 - ・地震に伴う火災による被害は、出火から初期消火、消防による消火を予測し、消火できなかったものが延焼する過程を延焼クラスター法という手法により予測した。中でも揺れによる被害については、近年の建物の耐震性向上や耐震改修の進展を考慮したものとなっている。
- また、津波浸水による被害は東日本大震災の被害を反映したものとなっている。

(2) 人的被害予測

ア 人的被害予測の優先順位

3連動地震、南海トラフ巨大地震による人的被害を下表の優先順位により予測されている。なお、重傷者より死者を優先するほか、災害事象に関しては発生順に優先して被害を計上し、災害事象ごとに予測される数量が重複しないようにしている。

■被害の程度と災害事象による人的被害予測の優先順位

区 分	建物倒壊	斜面崩壊	津 波	火 災
死 亡	1	2	3	4
重 傷	5	6	7	8
軽 傷	9	10	11	12

イ 想定ケース

想定ケースは、建物被害の8ケースに対して、津波からの住民避難について各3ケースを考慮し、加えて、夏の昼12時の場合は海水浴客についても1ケースで避難を想定し、避難の可否を判定して被害を予測している。

■人的被害の予測ケース分類

時刻	季節	風速	住民避難※	海水浴客
昼 12時	夏	4 m	3 ケース	1 ケース
夕方 18時	冬	4 m	3 ケース	—
夕方 18時	冬	8 m	3 ケース	—
深夜 2時	冬	4 m	3 ケース	—

※住民避難のケース

避難行動区分	直接避難	用事後避難	切迫避難または避難せず
ケース 1	100%	—	—
ケース 2	70%	30%	—
ケース 3	35%	40%	25%

・直接避難～地震後すぐに準備し避難行動を開始する。
 昼間は5分、夜間は10分で準備を完了し避難を開始。
 ・用事後避難～用事を済ませてから避難行動を開始する。
 昼間は15分、夜間は20分で避難を開始。
 ・切迫避難～津波浸水後（1 cm 浸水後）に避難を開始、あるいは避難せず。
 避難する者についても、浸水を知った時点からの避難のため避難は困難。

ウ 人口分布

人口は、冬深夜2時に夜間人口を、夏昼12時に昼間人口を適用し、冬夕方18時には両者からの推定人口を摘要している。

■時刻別の人口

区分	2時	12時	18時
みなべ町想定人口	13,500 人	14,000 人	13,700 人

(3) ライフライン被害予測

ライフライン施設は、上水道、下水道、電力施設、通信施設、都市ガスの各供給ラインである。

本町が直接復旧等に当たる必要がある上水道、下水道の被害については、それぞれ管の延長資料（管種・管径）を基に、地震時の揺れと液状化の影響を考慮し、予測している。このほか、電力施設及び通信施設の被害も予測している。

(4) 交通施設被害

ア 道路施設被害予測

地震時の揺れと液状化、津波浸水の影響を考慮するものとし、道路施設を対象として、

震度及び津波浸水深 30cm 以上の区域について被害予測を行っている。

なお、東日本大震災の実績値より、震度ごとの被害率、津波浸水深ごとの被害率を設定し、道路被害を予測している。

イ 鉄道施設被害予測

地震時の揺れと液状化、津波浸水の影響を考慮するものとし、鉄道路線を対象として、震度及び津波浸水深 30cm 以上の区域について被害予測を行っている。

なお、東日本大震災における J R 東日本の実績値より、震度ごとの被害率、津波浸水深ごとの被害率を設定し、鉄道被害を予測している。

ウ 空港施設被害予測

空港施設の被害については、本町の場合、調査対象をヘリコプター発着予定地とし、ヘリポート地点の震度、津波浸水、液状化危険度を定性的に評価している。

(5) 生活への影響予測

生活への影響については、避難者数、帰宅困難者数、必要物資数について予測している。

ア 避難者数の予測

地震被害、津波浸水およびライフライン途絶（断水）により、避難生活が必要となる人数を算出し、地震被害と津波被害の事象に分けて、避難者数を予測している。

また、避難者数については、避難所生活者と避難所外生活者に区分して予測している。

イ 帰宅困難者の予測

鉄道、バス、自動車、二輪車による外出者を対象とした帰宅困難者を算出している。

想定手法は、パーソントリップ調査を使用し、和歌山市の外出者が最も多い 11 時台、帰宅距離が 10km～20km の 50%、20km 以上の全外出者が、帰宅困難となるとして予測している。

また、和歌山県の場合、自動車による外出者が多いため、道路等の通行止めにより自動車での帰宅が困難な場合を予測している。

ウ 必要物資数の予測

避難所避難者数に応じた物資数を算出している。

想定手法は、1 日後～3 日後、4 日後～7 日後の期間で算出している。

食料は、阪神・淡路大震災の事例に基づき、避難所避難者の 1.2 倍を対象者として、1 日 3 食計算で予測している。

飲料水は、断水地区住民に 1 日 3 リットル、毛布は避難所避難者を対象とし、1 人 2 枚としている。

(6) 災害廃棄物等予測

建物の全壊等に起因する「災害廃棄物」と、津波により陸上に運ばれて堆積した土砂・泥状物等の「津波堆積物」の発生量に関して予測している。

ア 災害廃棄物

全壊建物の構造3区分（木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造）ごとに、床面積に即したがりき量を算出している。

イ 津波堆積物

津波浸水域の全体に2.5cmないし4cmの土砂が堆積するものとして体積を算出している。

なお、密度は経過時間とともに変化するため、2種類の値をとるものとし、土砂堆積厚とともに幅を持った値としている。

(7) 要配慮者施設等被害予測

町内に立地する要配慮者施設等（学校、児童福祉施設、障がい児者施設、高齢者施設、病院、地域福祉センターなど・平成25年4月現在）で、津波による浸水深が30cm以上の区域に立地する施設数を予測している。

4 被害想定結果

県は、平成24年4月に設置した「和歌山県地震・津波被害想定検討委員会」（以下「委員会」という。）での意見を参考に、内閣府が平成24年8月及び平成25年3月に行った被害想定の手法を用い、津波浸水想定の結果を反映させ、「3連動地震」及び「南海トラフの巨大地震」の2つの地震被害想定を行い、平成26年10月に公表した。

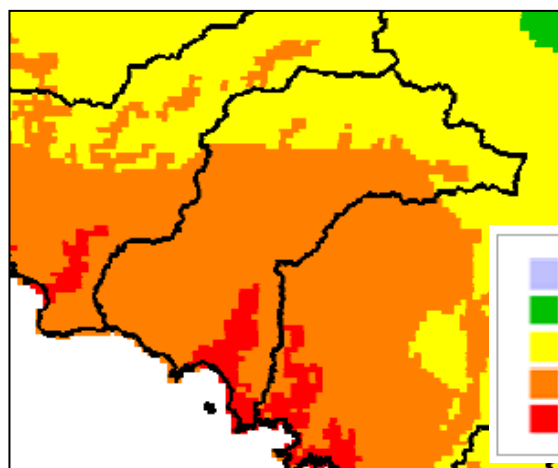
以下に、3連動地震及び南海トラフ巨大地震の予測結果を示す。

(1) 震度予測結果

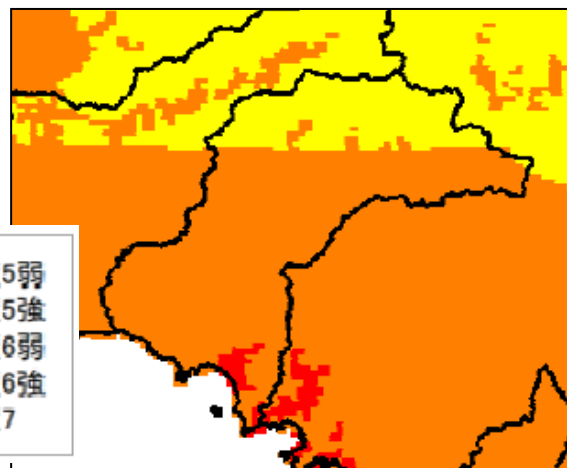
町内の震度は、3連動地震では、町北部が震度6弱、中部から南部にかけて震度6強、南部川下流域一帯等が震度7である。

また、南海トラフ巨大地震では、3連動地震と比べて震度6強が北東部に伸び、震度7が南部川河口部の一部沿岸域に止まるなど、震度6強の範囲が広がる。

■ 3連動地震



■ 南海トラフ巨大地震

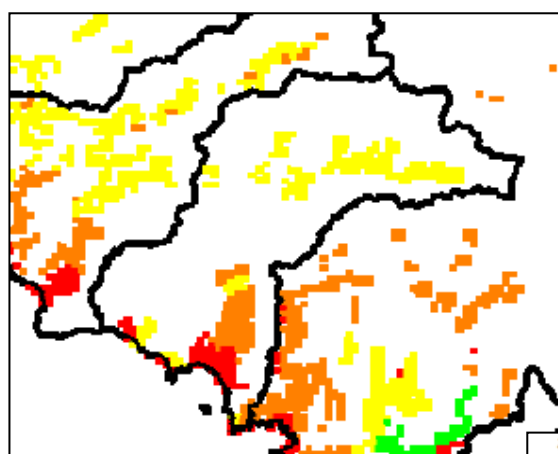


(2) 液状化危険度予測結果

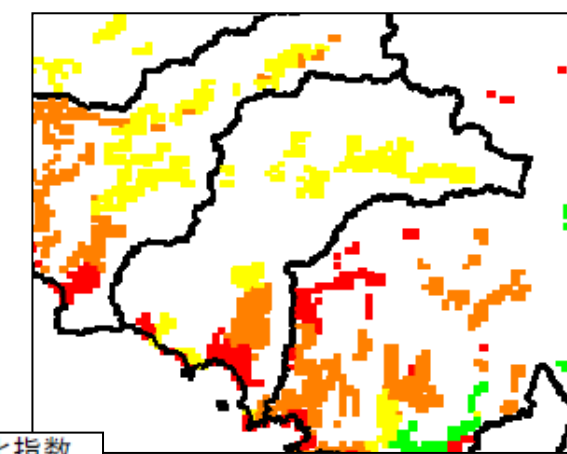
3連動地震では、南部川下流域に広がる平坦地や市街地、西岩代等では液状化指数が15以上となり、液状化の危険度は大きい。また、町北部の山間部に液状化指数5～15の中程度が広がる。

南海トラフ巨大地震でも、同様の傾向にある。

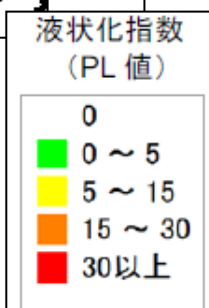
■ 3連動地震



■ 南海トラフ巨大地震



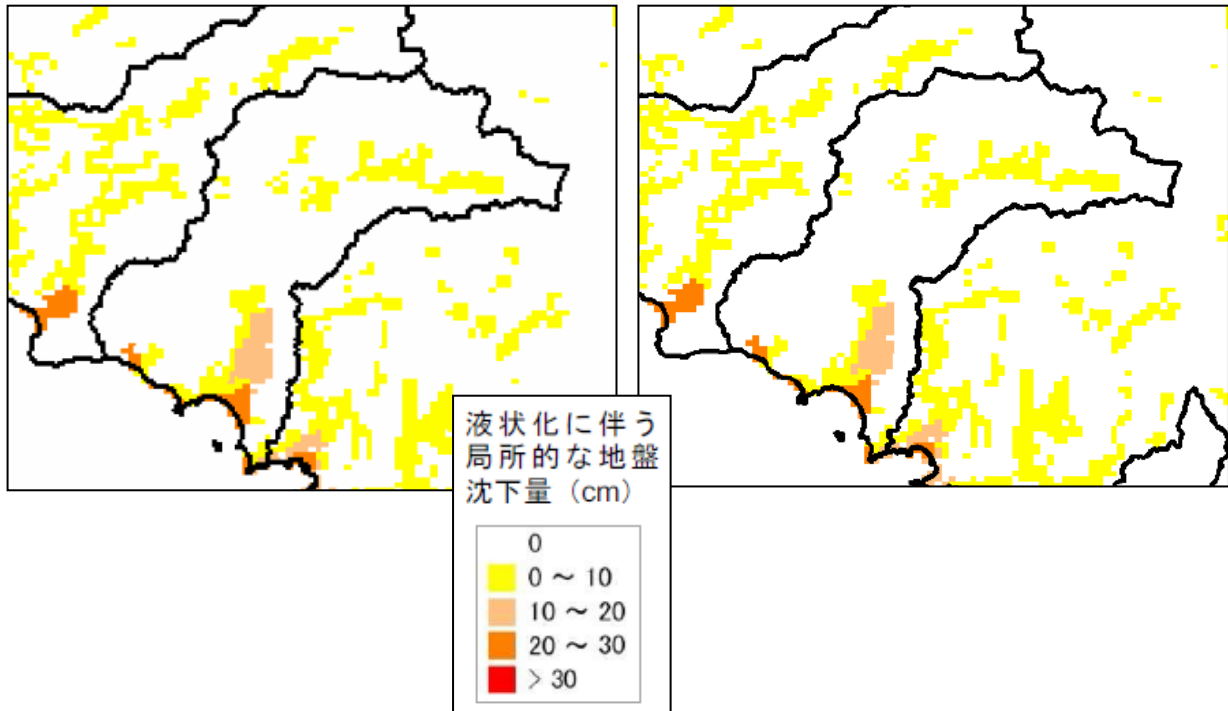
液状化危険度は、液状化指数が15以上で大きく、5以上で中程度、0以上5未満の場合は小さい。また、0の場合は液状化しない。



また、液状化に伴う局所的な地盤沈下の予測においては、いずれの地震においても、南部川下流域に広がる平坦地や市街地、西岩代等で沈下量が10～30cmと大きい。

■ 3連動地震

■ 南海トラフ巨大地震



(3) 建物被害予測結果

本町の建物被害は、3連動地震では揺れ等による全壊棟数が多く、南海トラフ巨大地震では津波による全壊棟数が、揺れ等による被害と同様に多くなる。

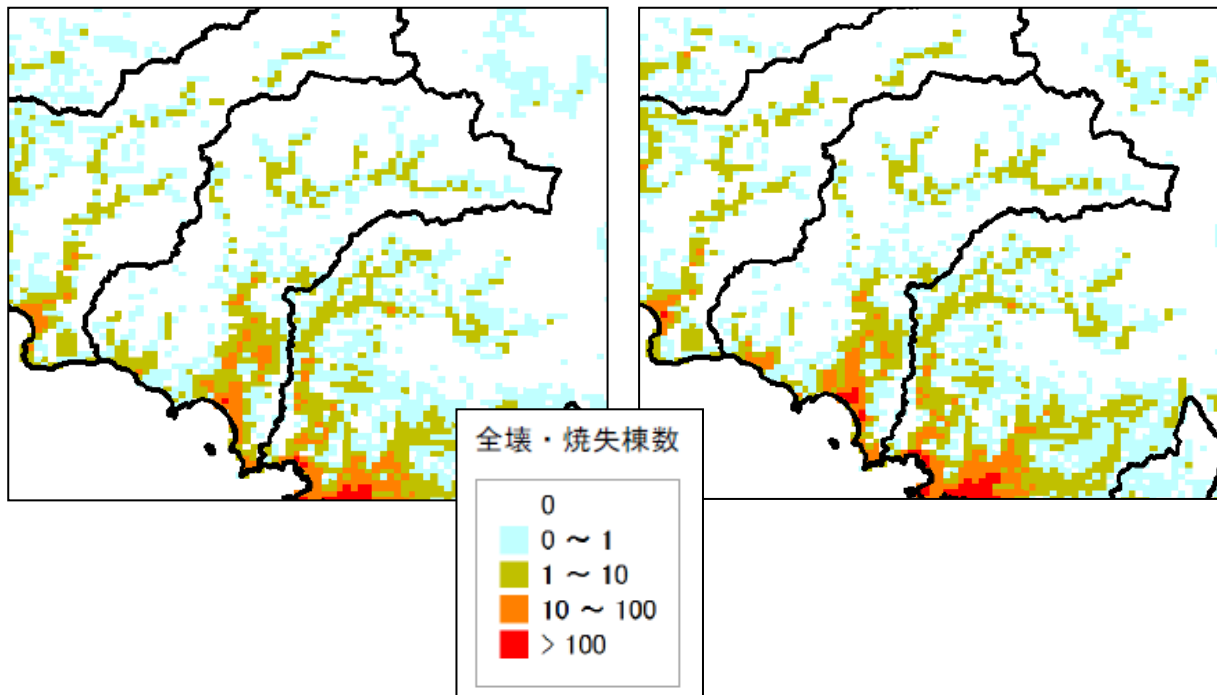
■ 建物被害の予測結果 (冬 18 時、風速 8 m)

区分	総棟数 (棟)	揺れ等による全壊棟数 (棟)	津波による全壊棟数 (棟)	焼失棟数 (棟)	全壊棟数合計(棟) (全壊率%)	半壊棟数合計(棟) (半壊率%)
3連動地震	8,100	2,400	72	190	2,600 (32)	2,100 (26)
南海トラフ巨大地震	8,100	2,000	2,100	71	4,100 (50)	1,700 (21)

注) 揺れ等による全壊棟数は、液状化・震動・斜面崩壊による
予測結果等は概数のため、合計は必ずしも一致しない
全壊棟数合計と全壊率には焼失分を含む

■ 3連動地震

■ 南海トラフ巨大地震



(4) 人的被害予測結果

本町の人的被害は、南海トラフ巨大地震の津波による死者数が最も大きい。

地震動による被害は、3連動地震が多く、津波による被害を除いて、ほぼ同じ被害数である。

■ 人的被害（冬 18 時・風速 8 m/秒）（津波避難条件：ケース 3、早期避難しない）

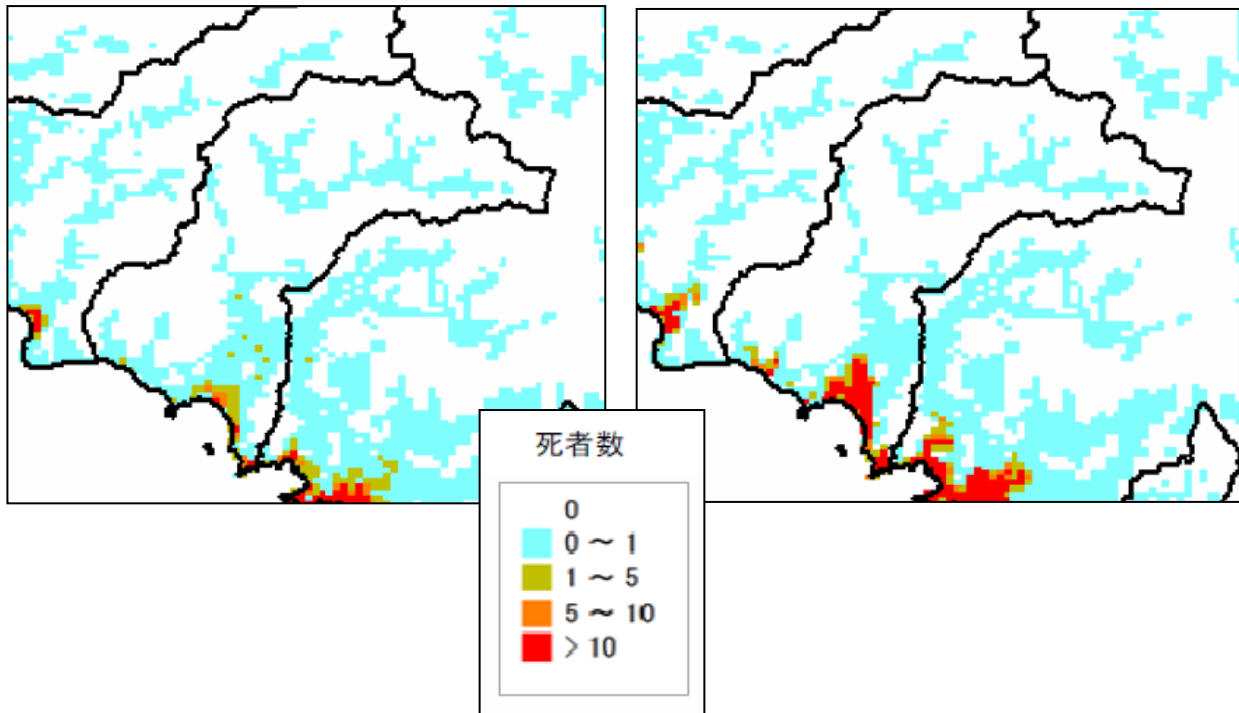
区 分		3連動地震	南海トラフ巨大地震
対象人口（人）		13,700	13,700
合 計	死者数（人）	270	3,900
	重傷者数（人）	200	230
	軽傷者数（人）	660	600
	閉込者数（人）	53	23
建物倒壊（震動）による被害	死者数（人）	120	78
	重傷者数（人）	170	78
	軽傷者数（人）	600	320
建物倒壊（斜面崩壊）による被害	死者数（人）	1	1
	重傷者数（人）	1	1
	軽傷者数（人）	1	1
津波による被害	死者数（人）	140	3,900
	重傷者数（人）	28	150
	軽傷者数（人）	52	280

区 分		3連動地震	南海トラフ巨大地震
火災による被害	死者数(人)	13	4
	重傷者数(人)	2	2
	軽傷者数(人)	5	3

注) 予測結果等は概数で示されており、合計は必ずしも一致しない

■ 3連動地震

■ 南海トラフ巨大地震



(5) ライフライン被害予測結果

ア 上水道

本町の上水道における被害は、管被害箇所数は3連動地震が3割程度多くなるが、断水率は同様に推移する。

■ 上水道管被害と断水の予測結果

区 分		3連動地震	南海トラフ巨大地震
管延長 (k m)		183.3	183.3
管被害箇所数 (箇所)		1,200	930
被害率 (箇所/k m)		6.30	5.03
断水率 (%)	発災直後	100	100
	1日後	97	96
	1週間後	48	48
	1ヶ月後	29	24

イ 下水道

本町の下水道における被害は、南海トラフ巨大地震が大きくなり、支障率でみると1週間後まではほぼ半数であるが、1ヶ月後には1割弱までに回復する。

■下水道被害の予測結果

区 分		3連動地震	南海トラフ巨大地震
下水道人口（人）		10,200	10,200
支障率（%）	発災直後	24	70
	1日後	22	66
	1週間後	12	55
	1ヶ月後	2	8

ウ 電力施設

本町の電力施設の被害は、南海トラフ巨大地震による被害が3連動地震を大きく上回り、1週間後においても停電率が100%と予測されている。

■電力施設被害の予測結果

区 分		3連動地震	南海トラフ巨大地震
需要家軒数（軒）		8,100	8,100
被災軒数（軒）		2,600	4,100
停電率（%）	発災直後	28（全県）	100（全県）
	1日後	16	100
	4日後	5	100
	1週間後	5	100

注）復旧対象の停電軒数は、需要家軒数から被害件数を差し引いた軒数とし、停電率の母数も被害件数を差し引いた軒数を対象としている。

エ 通信施設

本町の通信施設の被害は、固定電話では、3連動地震による被害は1ヶ月後にはほぼ回復するが、南海トラフ巨大地震の場合は1ヶ月後でも復旧しないものと予測されている。携帯電話でも同様である。

■通信施設被害の予測結果

区 分		3連動地震	南海トラフ巨大地震
回線数（回線）		3,400	3,400
固定電話・不通率（%）	発災直後	41	100
	1日後	40	100
	1週間後	37	100

区 分		3連動地震	南海トラフ巨大地震
	1ヶ月後	5	100
携帯電話・不通ランク	発災直後	B	A
	1日後	C	A
	1週間後	C	A
	1ヶ月後	—	A

注) 携帯電話・不通ランク：A：非常につながりにくい
B：つながりにくい
C：ややつながりにくい
—：被害なし

(6) 道路施設被害予測結果

本町の道路施設の被害は、被災要因別にみると、3連動地震では地震動による被害が10箇所と多く、南海トラフ巨大地震では津波による被害が12箇所と多くなっている。

また、南海トラフ巨大地震では、津波浸水深30cm以上の区間が15km（全延長の約19%）と長い。

■道路施設被害の予測結果

区 分	3連動地震	南海トラフ巨大地震
対象道路延長（km）	79	79
地震被害箇所数（箇所）	10	6
津波被害箇所数（箇所）	2	12
津波浸水深30cm以上の区間（km）	5	15

(7) 鉄道施設被害予測結果

本町の鉄道施設の被害は、被災要因別にみると、3連動地震では地震動による被害が13箇所と多く、南海トラフ巨大地震でも津波による被害が13箇所と多くなっている。

また、南海トラフ巨大地震では、津波浸水深30cm以上の区間が7km（全延長の約88%）で、ほぼ全線となっている。

■鉄道施設被害の予測結果

区 分	3連動地震	南海トラフ巨大地震
対象路線延長（km）	8	8
地震被害箇所数（箇所）	13	5
津波被害箇所数（箇所）	7	13
津波浸水深30cm以上の区間（km）	4	7

(8) 空港施設被害予測結果

本町の空港施設（ヘリコプター発着予定地）の被害は、震度7及び6強の範囲で、いずれの地震においても全箇所が被害を受ける。

また、南海トラフ巨大地震では、津波浸水深30cm以上の箇所において4箇所が被害を受ける。

■空港施設被害の予測結果

区 分		3連動地震	南海トラフ巨大地震
ポート数（箇所）		15	15
揺れ（震度）の大きな 箇所の被害（箇所）	震度7	6	3
	震度6強	9	12
	震度6弱	0	0
津波浸水深30cm以上の箇所（箇所）		0	4
液状化危険度大 の箇所（箇所）	PL値15～30	2	2
	PL値30～	5	5

(9) 生活への影響予測結果

ア 避難者数予測結果

本町の避難者数は、津波による被害が大きい南海トラフ巨大地震では、発災から1日後の避難者数が多く予測され、地震動による被害が大きい3連動地震では、1ヶ月後の避難者数が多く予測されている。

■避難者数の予測結果（夏12時・風速4m・全員直接避難）

区 分		3連動地震	南海トラフ巨大地震
発災時人口（人）		14,000	14,000
避難者総数 （人）	1日後	5,800	8,500
	1週間後	5,800	6,000
	1ヶ月後	7,200	6,700
避難所に避難する者 （人）	1日後	3,700	5,600
	1週間後	4,000	4,700
	1ヶ月後	2,200	2,000
避難所外生活者 （人）	1日後	2,100	2,900
	1週間後	1,900	1,300
	1ヶ月後	5,100	4,700

注) 避難所に避難する者は避難者総数の内数である。

予測結果等は概数で示されており、合計は必ずしも一致しない。

イ 帰宅困難者数予測結果

本町の帰宅困難者数は、いずれの地震においても 2,200 人程度（a 帰宅者総数の約 19%）が発生すると予測している。

■帰宅困難者数の予測結果（3連動地震、南海トラフ巨大地震）

区 分		人 数 (人)
a 帰宅者総数		11,800
b 域内帰宅者		7,500
域外帰宅者	c 総 数	4,400
	d 鉄道・バス利用者	200
	e 自動車・二輪車利用者	3,800
	f 自転車利用者	470
g 徒歩代替者		1,800
h 帰宅困難者		2,200

注) 予測結果等は概数で示されており、合計は必ずしも一致しない。

ウ 必要物資数予測結果

本町の必要物資数は次表に示すとおりである。

■必要物資数量の予測結果（夏 12 時風速 4 m・全員直接避難）

区 分		3 連動地震	南海トラフ巨大地震
1 日後～3 日後 (3 日間)	避難所避難者数 (人)	3,700	5,600
	食料 (食/3 日間)	39,500	60,200
	飲料水 (リットル/3 日間)	120,200	118,900
4 日後～7 日後 (4 日間)	避難所避難者数 (人)	4,000	4,700
	食料 (食/4 日間)	56,500	67,600
	飲料水 (リットル/4 日間)	140,200	138,700
毛 布 (枚)		7,900	11,200

注) 予測結果等は概数で示されており、合計は必ずしも一致しない。

(10) 災害廃棄物等予測結果

本町の災害廃棄物等の発生予測量は、下表に示すとおりであり、災害廃棄物及び津波堆積物ともに、南海トラフ巨大地震による発生量が大きい。

■災害廃棄物等の予測結果

区 分		3連動地震	南海トラフ巨大地震
災害廃棄物重量（t） 冬・夕方18時 風速8mの場合	可燃物	48,000	78,000
	不燃物	145,000	288,000
	合 計	193,000	366,000
津波堆積物重量（t）		23,000～48,000	125,000～266,000

注) 予測結果等は概数で示している。

(11) 要配慮者施設等予測結果

本町の要配慮者施設等における被害は、3連動地震による被害が2施設、南海トラフ巨大地震による被害が14施設である。

■要配慮者施設等（平成25年4月現在）

区 分	3連動地震	南海トラフ巨大地震
津波浸水深30cm以上	2施設	14施設

第3項 津波浸水想定結果

和歌山県の津波浸水想定（平成25年3月）

和歌山県の津波避難困難地域と津波対策について（平成26年10月）

県は、南海トラフの巨大地震等に係る津波浸水・地震被害想定を実施するにあたり、「和歌山県地震・津波被害想定検討委員会」を平成24年4月に設置し検討を行った。

この委員会での意見を参考に、県は「南海トラフの巨大地震（2012 内閣府モデル：Mw9.1）」と「東海・東南海・南海3連動地震（2003 中防モデル：Mw8.7）」の2つの浸水想定を行い、平成25年3月に公表した。

また、平成26年10月には、上記の津波浸水想定を基にした、地震発生から津波到達までに安全な場所への避難が困難な地域（津波避難困難地域）を公表した。

1 想定条件の概要

県が行った津波浸水想定における条件の概要は、以下に示すとおりである。

■想定条件（内閣府が行った想定との比較）

区分	東海・東南海・南海 3連動地震 (平成25年和歌山県)	南海トラフの巨大地震	
		平成25年和歌山県	平成24年内閣府
潮位条件	朔望平均満潮位※ T.P. +1.00m	朔望平均満潮位※ T.P. +1.00m	潮位観測所ごとの 年間最高潮位 T.P. +(0.89~0.99)m
コンクリート 構造物 (護岸・防波堤等)	◆地震動により「破壊する」ものとする。(ただし、技術的評価結果があれば沈下量を算定) ◆津波が越流し始めた時点で「破壊」とする。	◆地震動により「破壊する」ものとする。	◆津波が越流し始めた時点で「破壊」とする。
盛土構造物 (堤防)	◆地形データとして取り扱う(破壊しない)	◆地震動により、地震前の25%の高さとする。(75%沈下) ◆その後、津波が越流し始めた時点で「破壊する」ものとする。	◆地形データとして取り扱う(破壊しない)
道路・鉄道	◆地形データとして取り扱う(破壊しない)。		
建築物	◆建物の代わりに津波が遡上する時の摩擦(粗度)を設定。		
地盤変動量	◆地盤の隆起は考慮しない。		

※朔望平均満潮位とは、朔(新月)および望(満月)の日から5日以内に現れる、各月の最高満潮面の平均値

資料:「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海3連動地震」による津波浸水想定について(平成25年・和歌山県)

2 計算結果の概要

本町の結果をみると、南海トラフの巨大地震において、本町は、最大14mの津波高が、そして津波の到達時間は、11分後に1mの水位変化が生じ始め、24分後には10mの津波が来襲すると予想されている。浸水域は、町中心部では阪和自動車道を超えて広がり、岩代地区等でも大きく広がると予測されている。

また、東海・東南海・南海3連動による地震においては、南海トラフの巨大地震に比べて津波高は約1/2程度と想定されている。

■3連動地震(和歌山県)と南海トラフの巨大地震(和歌山県・内閣府)の比較

区分	東海・東南海・南海 3連動地震	南海トラフの巨大地震	
		平成25年和歌山県	平成24年内閣府(参考)
地震規模	Mw 8.7	Mw 9.1	Mw 9.1
最大津波高	7m	14m	14m

区分	東海・東南海・南海 3連動地震	南海トラフの巨大地震	
		平成25年和歌山県	平成24年内閣府(参考)
平均津波高	6 m	1.2 m	1.1 m
平均浸水深	2.0 m	3.9 m	—
津波浸水面積	80 ha (町全域の0.7%)	450 ha (町全域の3.7%)	490 ha (町全域の4.1%)
津波到達時間	第1波・最大津波 23分	津波高 1m : 11分 津波高 3m : 14分 津波高 5m : 15分 津波高 10m : 24分	津波高 1m : 14分 津波高 3m : 15分 津波高 5m : 15分 津波高 10m : 25分

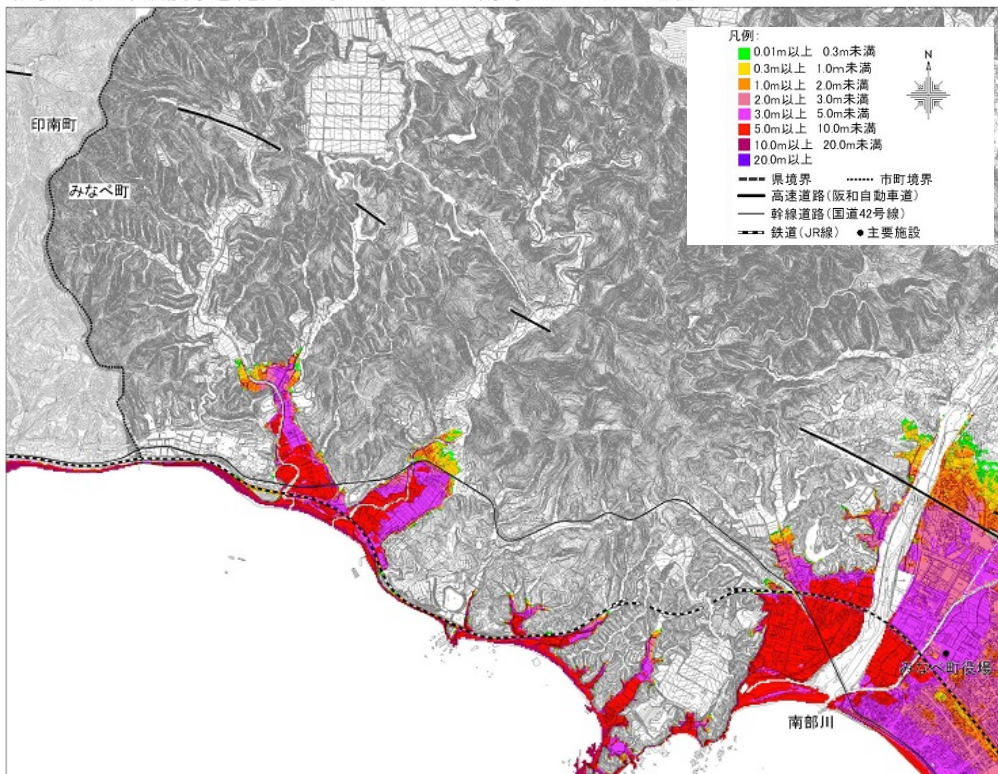
注) 津波浸水面積は河川部分等を除く陸域部の浸水面積

資料: 「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海3連動地震」による津波浸水想定について (平成25年・和歌山県)

■みなべ町津波浸水予測図

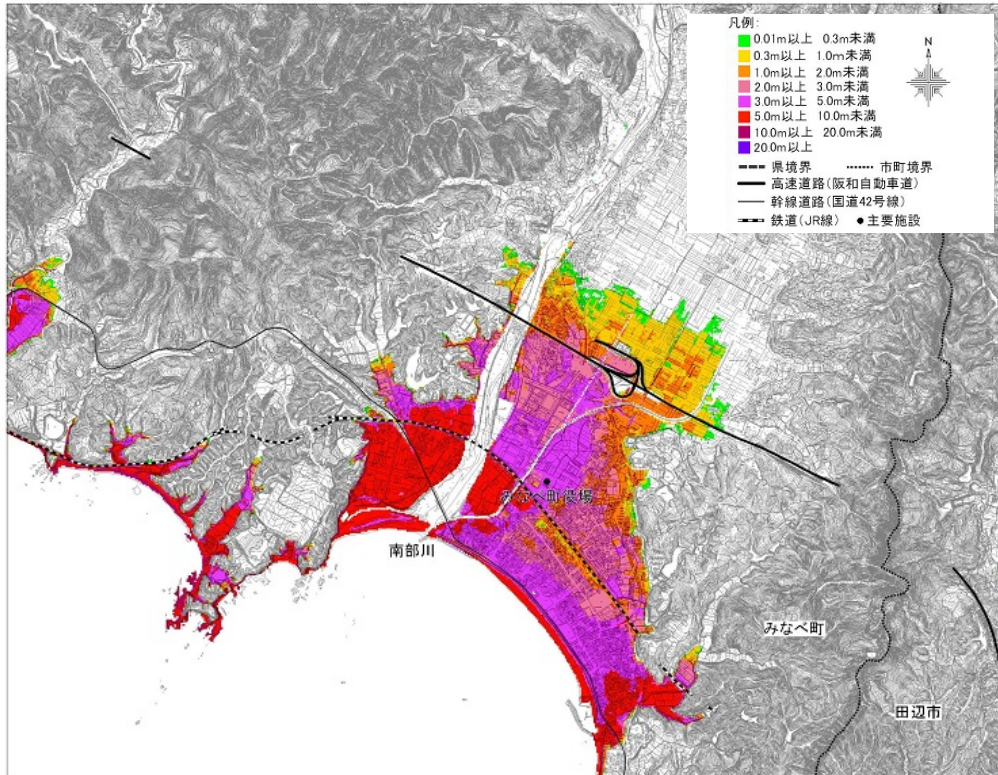
<南海トラフの巨大地震による津波浸水想定図>

和歌山県 津波浸水想定図 みなべ町 1/3 南海トラフの巨大地震

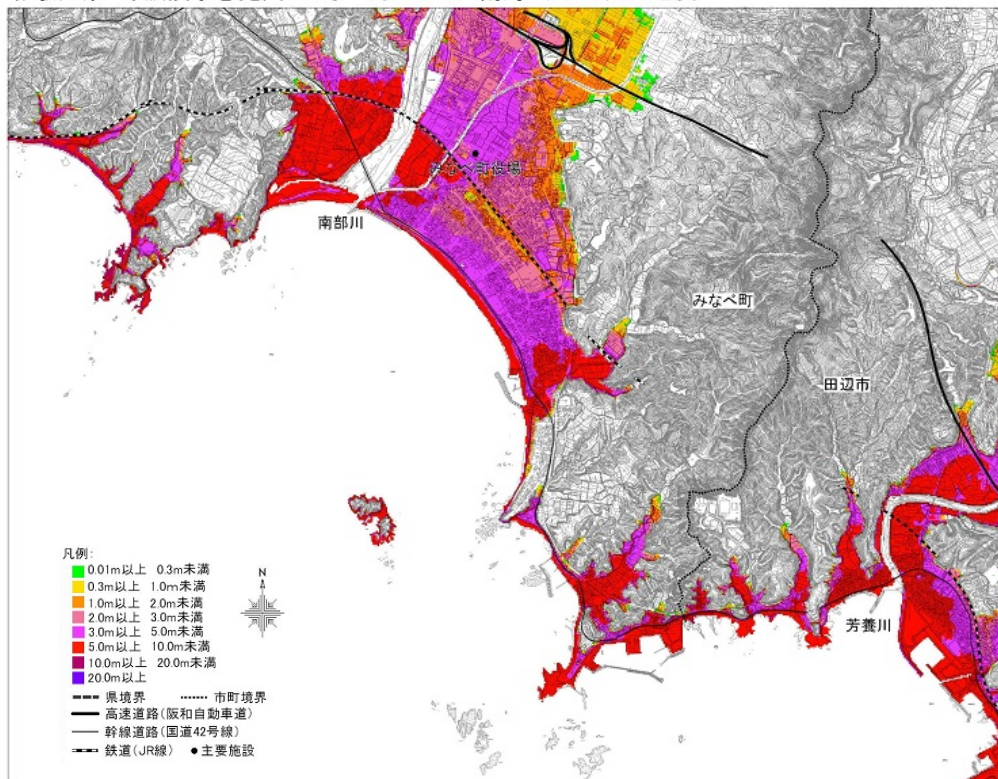


資料: 「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海3連動地震」による津波浸水想定について (平成25年・和歌山県)

和歌山県 津波浸水想定図 みなべ町 2/3 南海トラフの巨大地震



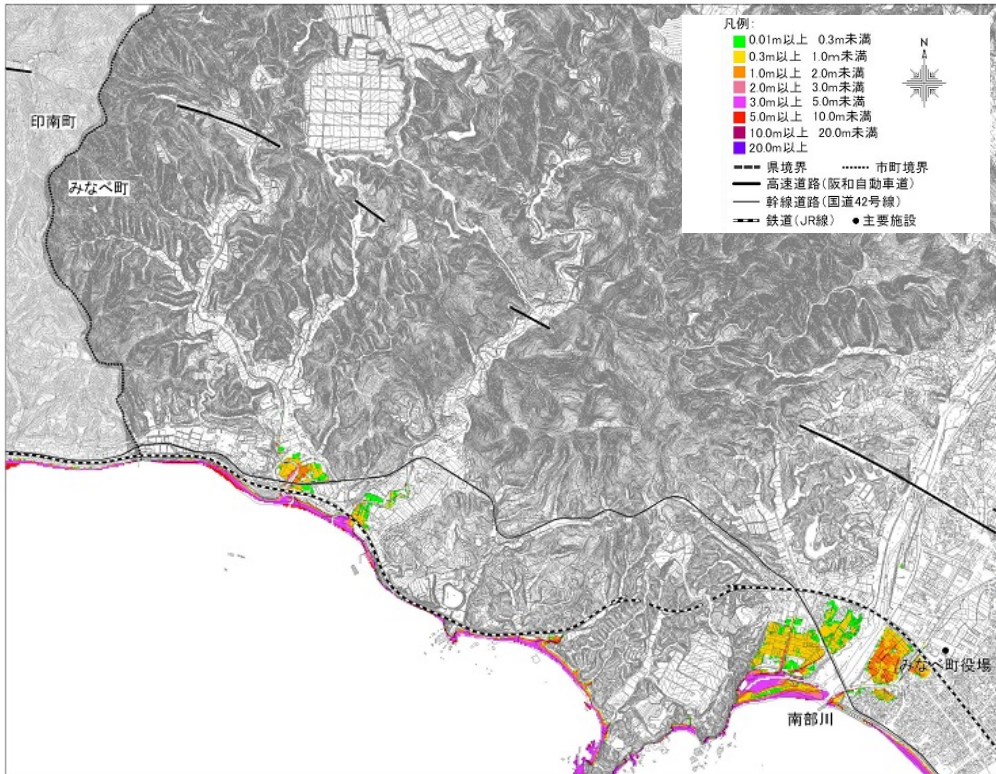
和歌山県 津波浸水想定図 みなべ町 3/3 南海トラフの巨大地震



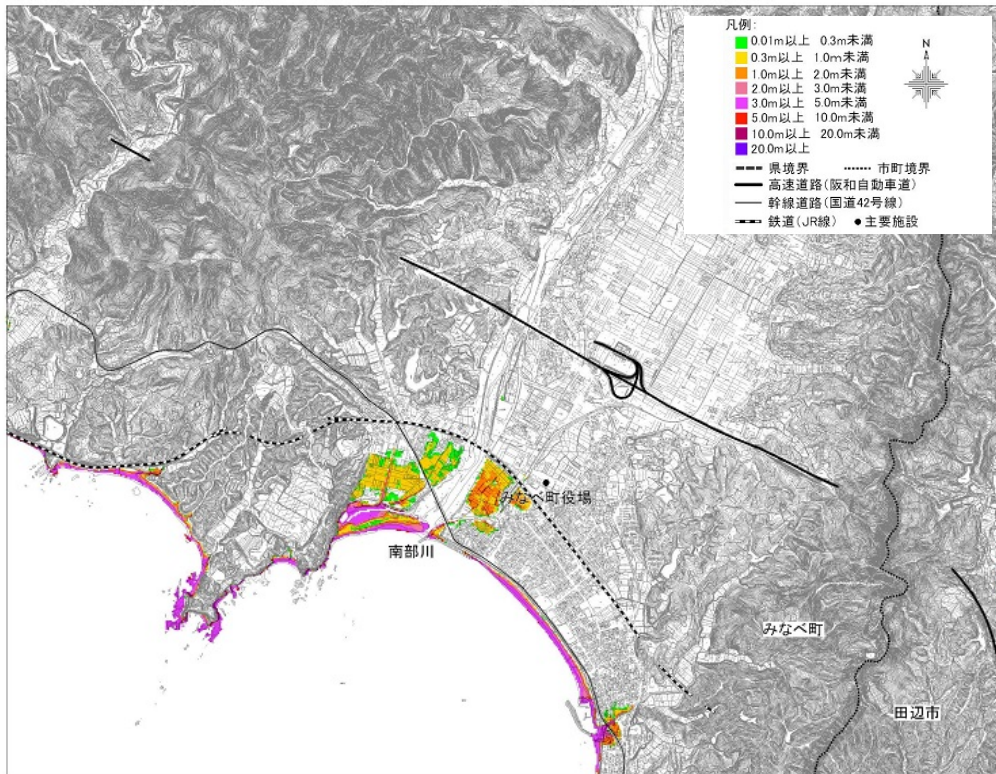
資料:「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海3連動地震」による津波浸水想定について(平成25年・和歌山県)

＜東海・東南海・南海3連動地震による津波浸水想定図＞

和歌山県 津波浸水想定図 みなべ町 1/3 東海・東南海・南海3連動地震

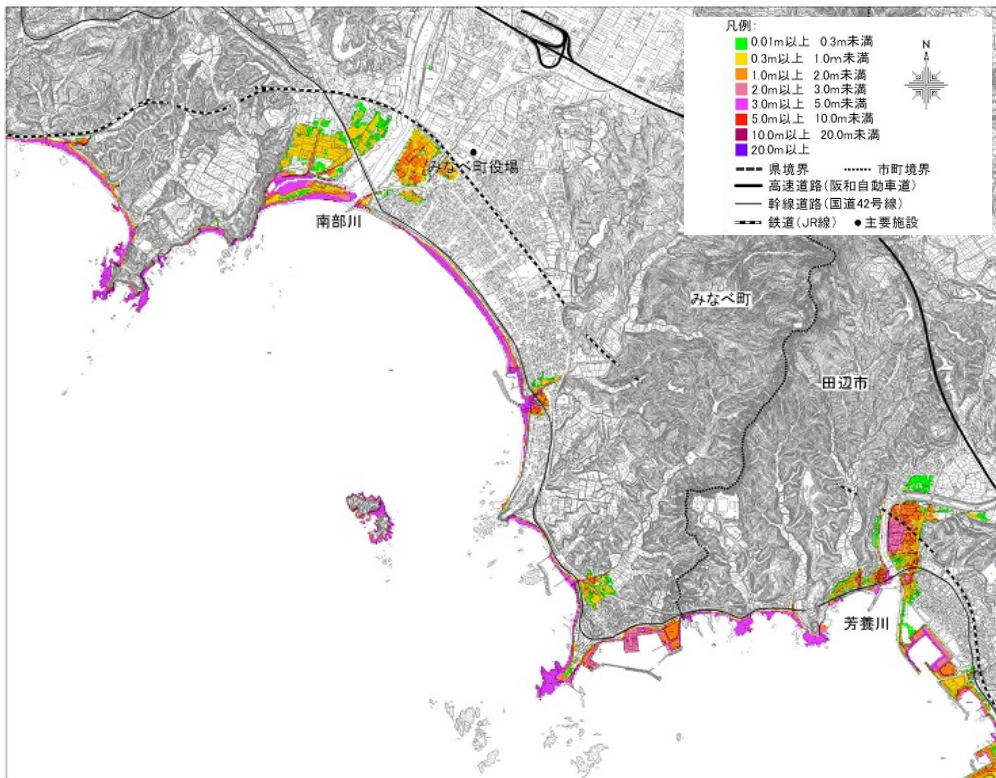


和歌山県 津波浸水想定図 みなべ町 2/3 東海・東南海・南海3連動地震



資料：「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海3連動地震」による津波浸水想定について（平成25年・和歌山県）

和歌山県 津波浸水想定図 みなべ町 3/3 東海・東南海・南海3連動地震



資料：「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海3連動地震」による津波浸水想定について（平成25年・和歌山県）

3 津波避難困難地域

(1) 津波避難困難地域の概要

津波到達時間、避難開始時間、移動速度等の一定の条件に基づき、地域単位で避難先までの経路と距離を詳細に考慮して、津波到達時間までに浸水域外の高台や津波避難ビル等に避難することが困難な地域を、津波避難困難地域としている。

(2) 津波避難困難地域の抽出方法

- ア 平成25年3月公表の3連動地震及び巨大地震の津波浸水想定に基づき想定
- イ 避難対象地域は、津波の想定浸水深が30cm以上の住居地域
- ウ 津波到達時間は、津波の想定浸水深が1cmとなる時間
- エ 避難開始時間は地震発生より5分後
- オ 避難方法は徒歩
- カ 道路に沿って移動し、移動速度は毎分30m
- キ 避難場所は、町が指定する避難先
(浸水域外の避難施設、広場、津波浸水域内の津波避難ビル等)

(3) 津波避難困難地域

南海トラフ巨大地震において発生する津波避難困難地域については、本町では次表に示すように「山内、気佐藤、南道等」が主な地区として指定された。

なお、この指定を受けて、対象となる地区において津波対策を実施したことにより、現在は津波避難困難地域は解消している。

■南海トラフ巨大地震による津波避難困難地域

区 分	地区数	主な地区	対象面積 (h a)	対象人口 (人)
みなべ町	1地区	山内・気佐藤・南道等	24.7	548

注) 地区は、海岸地形、津波浸水域等を勘案した地域をひとつの地区としている。

資料：和歌山県の津波避難困難地域と津波対策について（平成26年・和歌山県）

■南海トラフ巨大地震による津波避難困難地域分布図



注) □内の時間(分)及び高さ(m)は、津波避難困難地域における1cm津波到達時間及び最大浸水深(地区、人数、面積haは上表を参照)

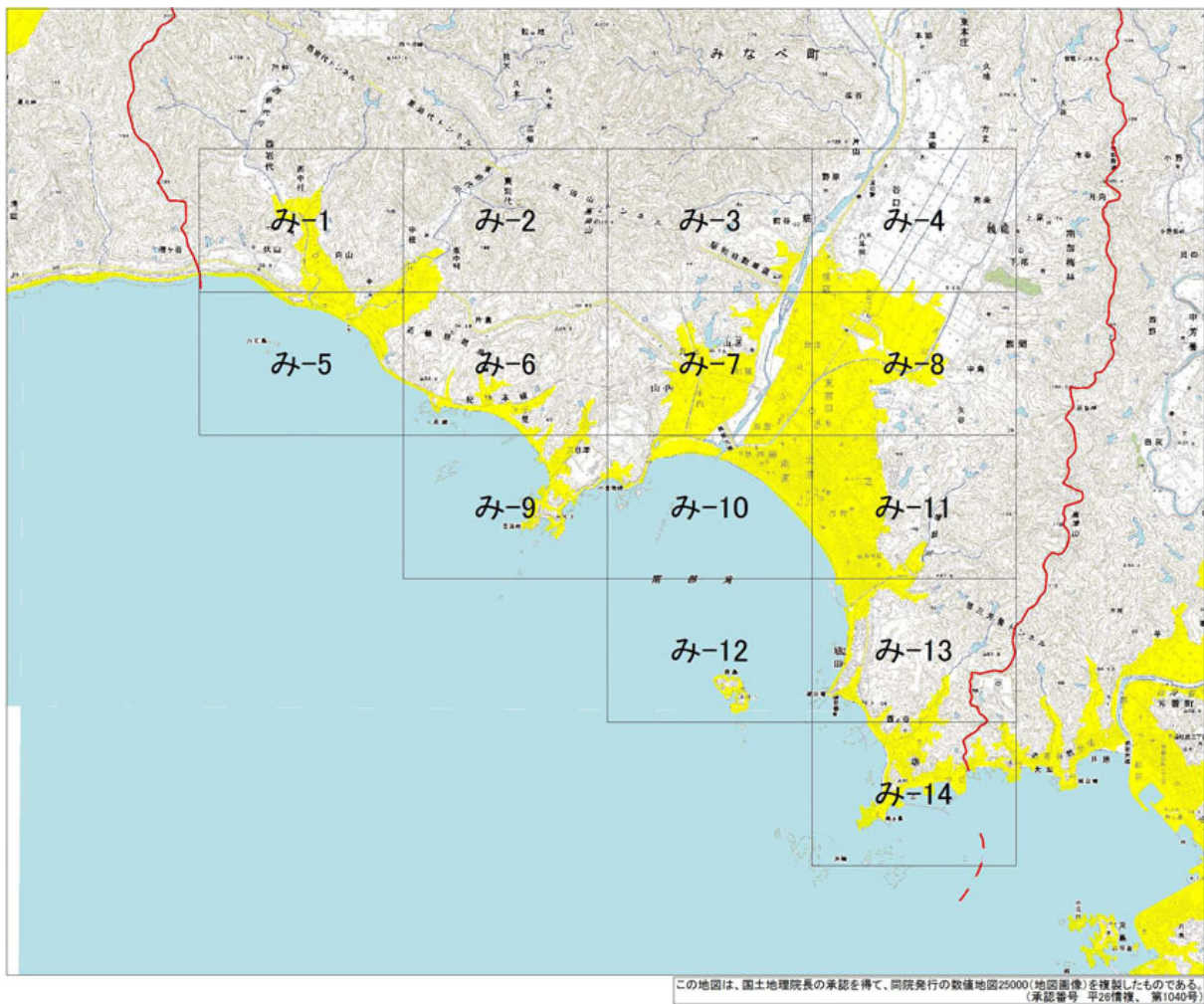
資料：和歌山県の津波避難困難地域と津波対策について（平成26年・和歌山県）

第4項 津波災害警戒区域

津波災害警戒区域の指定について（平成28年4月19日）

県では、警戒避難体制を特に整備すべき区域として、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条に基づく、「津波災害警戒区域」（「南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域に同じ）を指定し、「基準水位」も併せて公示された。

■みなべ町 津波災害警戒区域



資料：和歌山県の津波災害警戒区域の指定について（平成28年・和歌山県）

第5節 防災行政の基本方針

第1項 防災ビジョン

災害対策の目的は、町民の生命と財産を守り、安全で安心できる町民生活を確保することであり、町づくりの基本となるものである。この目的を達成するために、みなべ町の総合的な防災施策の目標として防災ビジョンを策定する。

策定にあたっては、過去の大災害を教訓にするとともに、複合的な災害も考慮し、本町の地理的特性や高齢化、情報化等による社会的変化等を勘案し、海岸地域、市街地域、農村地域、山村地域に区分し、その地域区分に応じた災害に強い都市構造を形成することを基本目標に、自助・共助・公助の考え方の基に、町行政と町民が一体となって、県や関係行政機関と連携し、「災害から町民の尊い生命と貴重な財産を守るための町づくり」を推進することを考え方の基本とする。

第2項 基本方針

みなべ町防災ビジョンを踏まえて、防災の基本方針を次のように定める。

- (1) 災害による被害を最小限に抑えるため、職員の迅速な参集、中枢機能の確保等町災害対策本部の機能強化と情報収集伝達体制の整備など、危機管理体制の充実を図る。
- (2) 町の防災力を高めるために、町、防災関係機関の機能充実と町民が一体となった防災体制の確立を図り、治山・治水事業の促進、防災上重要な施設の非構造部材を含む耐震化、不燃化の促進、避難地及び避難路の確保等、町の災害防災基盤の整備促進を図る。
- (3) 災害発生時に迅速・的確な応急対策を実施するため、町の活動体制の充実強化と関係機関の連携強化を図る。
- (4) 地域住民、事業所による自主的な防災活動が災害発生直後の初期消火、人命救助等、被害の拡大の防止に果たす役割の重要性を踏まえ、地域における自主防災体制の整備に努める。
- (5) 町民の高齢化や生活様式の変化などによって、防災意識の希薄化による防災力低下の可能性等が考えられるため、広報活動等による防災意識の普及や防災訓練の実施を通して、町民の防災意識の高揚を図る。
- (6) 広域消防体制の強化等により広域的な防災体制の協力と強化充実に努める。
- (7) 消防団員の確保や自主防災組織の充実等により、消防防災力の充実強化を図る。
- (8) 避難行動要支援者や女性、子供の視点に立ったきめ細やかな防災対策を推進する。

第6節 町の実施責任と防災関係機関の業務大綱

第1項 実施責任

1 みなべ町

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 和歌山県

町を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務または業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

町の地域並びに地域住民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、県、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2項 処理すべき事務または業務の大綱

みなべ町の区域を管轄する行政機関、公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、災害対策に関して、概ね次の事務または業務を処理する。

1 町の機関

(1) みなべ町

- ア みなべ町防災会議に関する事務
- イ 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- ウ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告
- エ 災害防除と拡大の防止
- オ 救助、防疫等、罹災者の救助保護
- カ 災害復旧資材の確保と物価の安定
- キ 罹災者に対する融資等の対策
- ク 被災町営施設の応急対策
- ケ 災害時における文教対策
- コ 災害対策要員の動員並びに雇用
- サ 災害時における交通、輸送の確保
- シ 被災施設の復旧
- ス 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

(2) 日高広域消防事務組合消防本部南部出張所／みなべ町消防団

- ア 災害時における情報の収集伝達及び広報
- イ 災害時における被災者の救急、救助業務
- ウ 災害発生時における消防業務
- エ 危険物等の災害に関する指導及び予防業務
- オ 消防本部組織及び施設の強化

2 県の機関

(1) 和歌山県／日高振興局／西牟婁振興局

- ア 和歌山県防災会議に関する事務
- イ 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- ウ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告
- エ 災害防除と拡大の防止
- オ 救助、防疫等、罹災者の救助保護

- カ 災害復旧資材の確保と物価の安定
- キ 罹災者に対する融資等の対策
- ク 被災県営施設の応急対策
- ケ 災害時における文教対策
- コ 災害時における公安対策
- サ 災害対策要員の動員並びに雇用
- シ 災害時における交通、輸送の確保
- ス 被災施設の復旧
- セ 市町村が処理する事務、事業の指導、あっせん等

(2) 田辺警察署／みなべ交番

- ア 災害時における町民の生命、身体、財産の保護
- イ 災害時における犯罪予防及び取り締まり並びに治安維持のための警察活動
- ウ 災害時における交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- エ 災害時における緊急自動車のための交通規制
- オ 遺体の検死及び身元の確認
- カ 他の機関の行う緊急活動に対する協力援助

3 指定地方行政機関

(1) 近畿財務局（和歌山財務事務所）

- ア 公共土木等被災施設の査定の立会
- イ 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む。）の査定
- ウ 地方自治体に対する災害融資
- エ 災害時における金融機関の緊急措置の指示
- オ 未利用の国有地の情報提供

(2) 近畿厚生局

- ア 救護等に係る情報の収集及び提供

(3) 近畿農政局

- ア 農地、農業用施設の災害復旧及び災害防止事業の指示、助成
- イ 土地改良機械の緊急貸付け、農作物等の病虫害防除指導、応急食糧、種子等の供給対策
- ウ 農業関係被害情報の収集報告、被害農林漁業者等に対する融資対策

(4) 近畿農政局和歌山地域センター

- ア 災害における主要食糧の応急対策

第1章 総則

第6節 町の実施責任と防災関係機関の業務大綱

- (5) 近畿中国森林管理局（和歌山森林管理署）
 - ア 国有保安林、治山施設、地すべり防止施設等の整備
 - イ 国有林における予防治山施設による災害予防
 - ウ 国有林における荒廃地の災害復旧
 - エ 災害対策復旧用資材の供給
 - オ 森林火災予防対策

- (6) 近畿経済産業局
 - ア 電気、ガス、工業用水道の復旧支援
 - イ 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達

- (7) 近畿運輸局（和歌山運輸支局勝浦海事事務所）
 - ア 所管する交通施設及び設備の整備についての指導
 - イ 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
 - ウ 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整
 - エ 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請
 - オ 特に必要があると認める場合の輸送命令
 - カ 災害時における交通機関利用者への情報の提供

- (8) 大阪管区气象台（和歌山地方气象台）
 - ア 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び提供
 - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

- (9) 近畿総合通信局
 - ア 電波の監理、並びに有線電気通信の監理
 - イ 非常通信訓練の計画及びその実施指導
 - ウ 非常通信協議会の育成・指導
 - エ 防災及び災害対策に係る無線局の開設、整備の指導
 - オ 非常時における重要通信の確保
 - カ 災害時における通信機器及び移動電源車の貸出し
 - キ 情報伝達手段の多様化・多重化の促進

- (10) 和歌山労働局（御坊労働基準監督署）
 - ア 工場、事業場における労働災害の防止

イ 救助の実施に必要な要員の確保

(11) 近畿地方整備局（紀南河川国道事務所）

- ア 土木施設の整備と防災管理
- イ 被災土木施設の災害復旧
- ウ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

(12) 近畿地方環境事務所

- ア 災害廃棄物の処理対策に関すること

(13) 和歌山海上保安部田辺海上保安部

- ア 海上における人命、財産の救助及び防災活動
- イ 海上における船舶交通安全の確保、整頓及び指示、誘導並びに災害の拡大防止
- ウ 海上緊急輸送に関すること
- エ 海上における治安の維持
- オ 海上において人命、財産の救助を行うもの並びに船舶交通に関する障害を除去するものの監督
- カ 通信体制の維持及び運用

(14) 大阪航空局（関西空港事務所・南紀白浜空港出張所）

- ア 航空保安無線施設の完全な状態の維持管理
- イ 密集地帯上空の低空飛行の禁止
- ウ 航空機救難に関し、非常の際は自衛隊の協力を得て損害を最小に止めるための緊急措置の実施

4 自衛隊

(1) 陸上自衛隊／第37普通科連隊／第304水際障害中隊

- ア 人員の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに通路の応急啓開
- イ 応急救援、防疫、給水、入浴支援及び通信支援

5 指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社（南部・岩代・上南部・高城・清川 各郵便局）

- ア 災害時における郵便事業運営の確保並びに災害特別事務の取扱い及び援護対策の実施
- イ 被災郵便業務施設の復旧

- (2) 西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社
 - ア 輸送施設の整備と安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資の緊急輸送
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 被災施設の調査と災害復旧

- (3) 西日本電信電話株式会社和歌山支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社
 - ア 電気通信施設の整備と防災管理
 - イ 災害時における緊急通話の取扱い
 - ウ 被災施設の調査と災害復旧

- (4) ソフトバンク株式会社
 - ア 電気通信施設の整備と防災管理
 - イ 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施
 - ウ 被災電気通信設備の災害復旧

- (5) 日本赤十字社和歌山県支部
 - ア 災害時における医療、助産及び被災地での医療、助産、救護
 - イ 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
 - ウ 義援金品の募集配布

- (6) 日本放送協会和歌山放送局
 - ア 防災知識の普及と警報等の周知徹底
 - イ 災害状況及び災害対策等の周知徹底

- (7) 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社
 - ア 災害時の電力供給
 - イ 被災施設の調査と災害復旧

- (8) 日本通運株式会社紀南営業センター、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
 - ア 災害時における緊急陸上輸送

- (9) 西日本高速道路株式会社（関西支社和歌山高速道路事務所）
 - ア 災害時における輸送路の確保
 - イ 有料道路の災害復旧

- (10) 日本銀行大阪支店
 - ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
 - イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
 - ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
 - エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
 - オ 各種措置に関する広報

6 指定地方公共機関

- (1) 南紀用水土地改良区
 - ア 土地改良施設の整備と防災管理
 - イ 農地及び農業用施設の被害調査並びに災害復旧
 - ウ 農地たん水の防除施設の整備と活動
- (2) バス機関 明光バス株式会社／龍神自動車株式会社
 - ア 災害時における被災者及び一般利用者等の輸送の確保
 - イ 災害時の応急輸送
- (3) 鉄道機関 西日本旅客鉄道株式会社
 - ア 輸送施設の整備と安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資の緊急輸送
 - ウ 災害時の応急輸送
 - エ 被災施設の調査と災害復旧
- (4) 放送機関 株式会社和歌山放送／株式会社テレビ和歌山
 - ア 防災知識の普及と警報等の周知徹底
 - イ 災害状況及び災害対策等の周知徹底
- (5) 公益社団法人和歌山県LPガス協会
 - ア 災害時のLPガス供給
 - イ 被災施設の調査と災害復旧
- (6) 日高医師会、日高歯科医師会
 - ア 災害時における医療救護の実施
 - イ 災害時における防疫の協力

7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 和歌山県薬剤師会日高支部等
 - ア 災害時における医療救護の実施

- (2) 病院等経営者
 - ア 避難施設の整備と避難訓練の実施
 - イ 被災時の病人等の収容保護
 - ウ 災害時における負傷者等の医療、助産救助

- (3) 社会福祉施設の経営者
 - ア 避難施設の整備と避難訓練の実施
 - イ 災害時における収容者の収容保護

- (4) 紀州農業協同組合、紀州日高漁業協同組合、みなべ川森林組合
 - ア 町本部が行う農林水産関係の被害調査等応急対策への協力
 - イ 農林水産物等の災害応急対策についての指導
 - ウ 被災農林漁業者に対する融資またはあっせん
 - エ 農林漁業共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧
 - オ 飼料、肥料、その他資材及び船舶等の確保またはあっせん

- (5) 商工会等商工業関係団体
 - ア 町本部が行う商工業関係の被害調査等応急対策への協力
 - イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力

- (6) 町内教育機関（大阪星光学院南部学舎、みなべ愛之園こども園）
 - ア 避難施設の整備と避難訓練の実施
 - イ 災害時における教育の応急対策計画の確立と実施

- (7) みなべ町社会福祉協議会
 - ア 要配慮者の把握についての協力
 - イ 被災者支援への協力

- (8) みなべ町建設業協同組合
 - ア 復旧資材確保、避難施設建設、災害復旧等への協力

第7節 町民・事業者の役割

第1項 町民

町民は、「自らの身の安全は自らが守る（自助）」という防災の原点に立って、防災に関する知識習得、防災訓練等への参加など、日頃から下記に示す項目などの自主的な災害予防に努める。

- ア 自己、家族の生命、身体及び財産の安全確保
- イ 地域の災害危険性の把握及び避難行動等の確認
- ウ 食糧、飲料水、生活必需物資等の備蓄
- エ 家具等の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策
- オ 地域の防災訓練等への参加、自主防災組織活動の推進
- カ 災害発生時の自主的な救済活動への参加・協力
- キ 町や県が行う防災活動への協力
- ク 過去の災害から得られた教訓の伝承

第2項 事業者

事業者は、従業員や顧客の安全の確保、経済活動の維持、地域貢献といった役割を平常時から認識し、下記に示す項目など防災体制整備や防災訓練の実施に努める。

- ア 従業員、顧客等の安全の確保
- イ 二次災害の防止
- ウ 災害時における事業活動の継続的实施
- エ 地域住民との安全確保への協力
- オ 防災組織、自衛消防隊等の結成、自主防災活動の実施
- カ 町や県が実施する防災に関する施策への協力

なお、事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

第1章 総則
第7節 町民・事業者の役割

目次（確認用）

第1節 総 則.....	1
第1項 計画の目的.....	1
第2項 計画の性格.....	1
第3項 計画の修正.....	2
第4項 用 語.....	2
第2節 みなべ町の概要.....	4
第1項 町の沿革.....	4
第2項 自然条件.....	4
第3項 社会条件.....	6
第4項 既往の各種災害被害状況.....	8
第3節 風水害等による災害の想定.....	14
第4節 県の地震・津波被害想定.....	15
第1項 地震被害想定（平成18年5月）.....	15
第2項 地震被害想定（平成26年10月）.....	21
第3項 津波浸水想定結果.....	34
第4項 津波災害警戒区域.....	41
第5節 防災行政の基本方針.....	42
第1項 防災ビジョン.....	42
第2項 基本方針.....	42
第6節 町の実施責任と防災関係機関の業務大綱.....	43
第1項 実施責任.....	43
第2項 処理すべき事務または業務の大綱.....	44
第7節 町民・事業者の役割.....	51
第1項 町 民.....	51
第2項 事業者.....	51